



地域生物多様性増進法の施行と自然共生サイト

環境省 中国四国地方環境事務所

生物多様性保全企画官 秀田智彦
(地域生物多様性増進室長)



生物多様性 Biodiversity (生物学的多様性 Biological diversity)

生態系の多様性



種の多様性(種間の多様性)



遺伝子の多様性(種内の多様性)



<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/about.html>を改変

写真提供:森田敏隆、福田幸広、鍵井靖章、佐藤尚、米持千里、山下正木、西口美春、ふわしん、中井克樹、三木界、内田悦朗、山本界、草野香子、対馬野生生物保護センター、関東地方環境事務所、三陸新報社、千葉農産

生物に多様性があると何がよいのか？

同じ種の中で、また種の間でも違いがあることで…

● 様々な恵みが得られる

- ・食材、薬
- ・木材、衣類（綿・絹・麻）
- ・景観（松林、ブナ林、田んぼ、里山）
- ・文化の根源。癒しや閃き。
- ・洪水を防ぐ機能（森林、湿地）
- ・高潮を防ぐ機能（海岸防災林やサンゴ礁）

● 生産性・適応力・強靭性が増す

- ・光合成、貯留、捕食、分解と様々な機能
- ・厳しい環境で育つ種、よく増える種等様々な特性
- ・病気に強い個体、寒さに強い個体等種内の様々な強み
- ・生態系全体の生産性が高くなる
- ・複雑に絡み合い、補完し合い、変化に強くなる
- ・これにより生き延び、進化につながってきた



生物多様性施策の方向性

●自然共生社会

- ・私たち人類が、自然から得られる恵みを活用しつつ、豊かで幸せな生活を続けている社会

●自然共生社会実現に向けた施策の方向性（例）

- ・**地域の生物多様性の確保**と生態系ネットワークの形成
- ・市民・事業者・行政等の意識醸成ほか
(危機の「実感」と「自分事」化)

●ターゲット

○市民

○**事業者**……生物多様性への依存とインパクト大
バリューチェーン全体への波及効果
消費者（市民）への波及効果

○**自治体**……市民への波及効果
地域から始める生物多様性保全

●当面の施策（例）

- ・**自然共生サイト**認定及び事業者や自治体等の参画の推進
- ・事業者の**本業**における取組の推進（TNFD等）
- ・自治体による**生物多様性地域戦略**策定の推進ほか

ネイチャー・ポジティブと30by30

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン

自然と共生する世界

2030年ミッション

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる（ネイチャーポジティブ）

昆明・モントリオール 2050年ゴール

ゴールA 保全

ゴールB 持続可能な
利用

ゴールC 遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD 実施手段

昆明・モントリオール2030年ターゲット（緊急に取るべき行動）

(1) 生物多様性への脅威の縮小

- 1: 空間計画
- 2: 自然再生
- 3: **30by30**
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染
- 8: 気候変動

(2) 人々の需要が満たされる

- 9: 野生種の利用
- 10: 農林漁業
- 11: 自然の調整機能
- 12: 緑地親水空間

13: 遺伝資源への アクセスと利益配分 (ABS)

(3) 実施・主流化のツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネス
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金
- 19: 資金
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス
- 22: 先住民、女性及び若者
- 23: ジェンダー

30by30目標とは

サーティー バイ サーティー
30 by 30

2030年までに陸と海の30%以上を「保護地域」と「OECM」により保全する新たな世界目標



30by30が重要と指摘する国内外の研究報告

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- 日本の保護地域を**30%**まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み

など

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

様々な効果

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：

国土の安全保障の基盤

花粉媒介者：国内で年3300億円の実り

森林の栄養：河川を通して海の生産性を向上

観光や交流人口の増加などの**地域づくり**

日本の現状は (2025年8月時点)
陸域21.0%、海域13.3%

日本の陸域及び内陸水域の保護区の面積割合

(2023.1時点)

- 愛知目標11の対象となる国内の
陸域及び内陸水域の保護地域
(「生物多様性国家戦略2012-2020 の実施状況の
点検結果」(2014 年3月)から抜粋)

- ・ **自然公園**(自然公園法):
　　国立公園、国定公園、都道府県立自然公園
- ・ **自然海浜保全地区**
(瀬戸内海環境保全特別措置法)
- ・ **自然環境保全地域**(自然環境保全法):
　　原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、
　　都道府県自然環境保全地域
- ・ **鳥獣保護区**(鳥獣保護管理法)
- ・ **生息地等保護区**(種の保存法)
- ・ **近郊緑地特別保全地区**
(首都圏近郊緑地保全法、
　近畿圏の保全区域の整備に関する法律)
- ・ **特別緑地保全地区**(都市緑地法)
- ・ **保護林**(国有林野の管理経営に関する法律)
- ・ **緑の回廊**(国有林野の管理経営に関する法律)
- ・ **天然記念物**(文化財保護法)
- ・ **都道府県が条例で定めるその他保護地域**

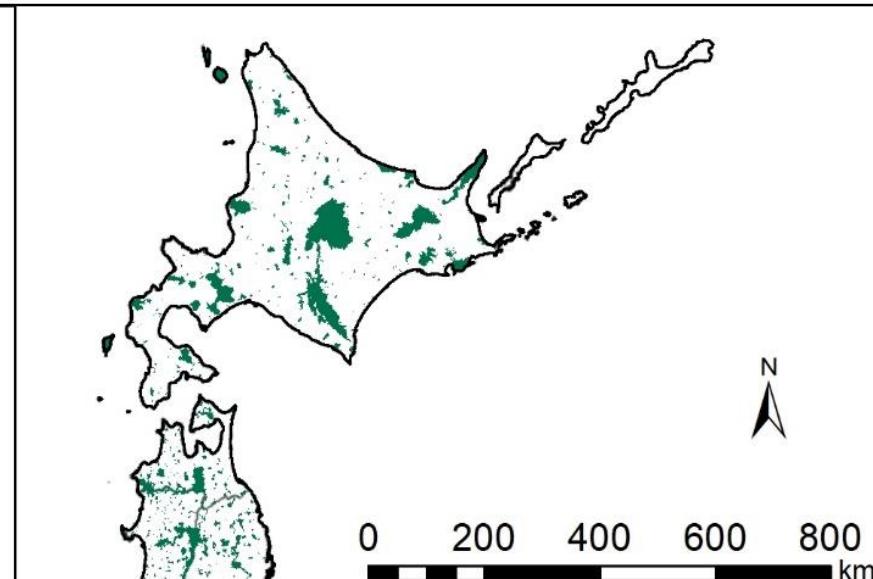
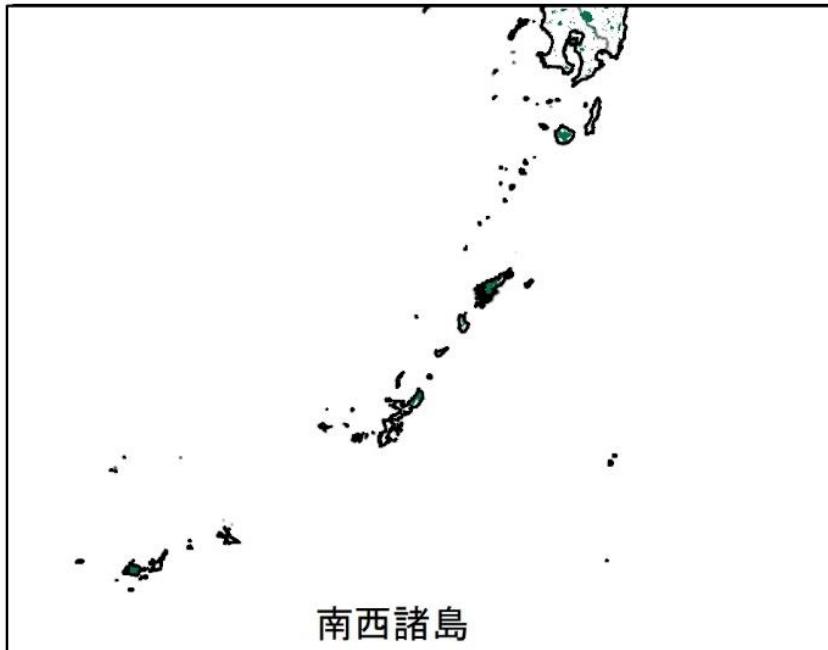
- これらのうち地理情報が入手可能な区
域を、重複を除き計算した結果、
面積は約**77,300km²**、
国土面積に対する割合は約20.5%
となった。

表.地理情報が入手可能な区域の面積及び国土に占める割合

保護区種別	陸域面積 (km ²)※1	割合 (%)※2	データ 基準年
自然公園	56,051	14.8	2019年
自然環境保全地域	1,126	0.30	2015年
鳥獣保護区	33,211	8.79	2018年
生息地等保護区	9	0.01未満	2018年
保護林	9,702	2.57	2018年
緑の回廊	5,843	1.55	2018年

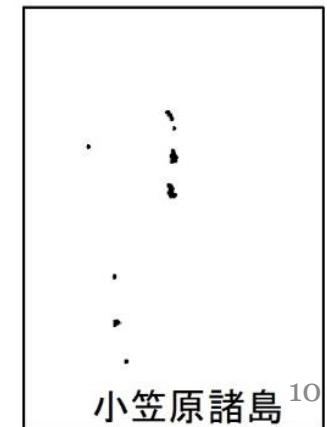
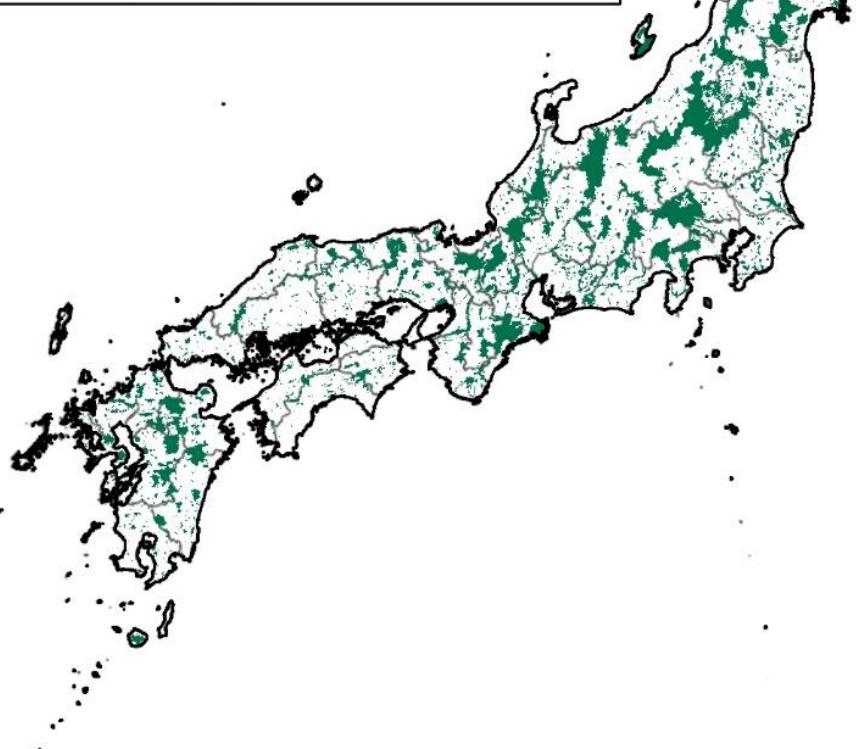
※1 GISデータに基づく面積であり、指定面積の合計とは一致しない。

※2 重複等があるため、それぞれの割合の合計値は20.5%にならない。



凡例

■ 保護地域(陸域)
(2024年時点)



日本の海洋保護区制度の一覧

我が国における海洋保護区
13.3% (59.4万km²)

- 我が国の管轄権内の水域(領海+排他的経済水域)に対する海洋保護区の面積の割合は 13.3%。
- それぞれの海洋保護区が該当する割合を示す。
※重複等があるため、それぞれの割合の合計値は13.3%にはならない。

①自然景観の保護等

自然公園(自然公園法) **0.43%** (70件:19,115km²)

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る

②自然環境又は生物の生息・生育場の保護等

自然環境保全地域(自然環境保全法) **0.01%未満** (1件:1km²)

保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

沖合海底自然環境保全地域(自然環境保全法) **5.07%** (4件:226,834km²)

沖合の区域の保全が特に必要な優れた自然環境を保全する

鳥獣保護区(鳥獣保護管理法) **0.01%** (21件:661km²)

鳥獣の保護

生息地等保護区(種の保存法) 海域では指定実績なし

国内希少野生動植物種を保全する

③水産動植物の保護培養等

保護水面(水産資源保護法) **0.01%未満** (52件:28km²)

水産動植物の保護培養

沿岸水産資源開発区域、指定海域(海洋水産資源開発促進法) **7.46%** (31件:333,616km²)

水産動植物の増殖及び養殖を計画的に推進するための措置等により海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進

共同漁業権区域(漁業法) **1.95%** (多数:87,200km²)

漁業生産力の発展(水産動植物の保護培養、持続的な利用の確保等)等

OECM と 自然共生サイト

「OECM」

2010年に日本で生まれた
新しい自然を守る方法です

【保護地域以外】で、
生物多様性保全に資する地域

Other Effective area-based Conservation Measures

「自然共生サイト」について

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を
保護地域内外問わず 「自然共生サイト」 に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、
保護地域との重複を除いた区域を 「OECM」 として登録。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
(申請主体:企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト
認定

審査

(認定主体:環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

OECMとして国際データベースに登録

「自然共生サイト」の認定基準



1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンスに関する基準
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 活動による保全効果に関する基準

「生物多様性の価値に関する基準」の具体的な内容

以下のいずれかの価値を有すること

- | | |
|----|---|
| 場 | (1) 公的機関等に 生物多様性保全上の重要性 が既に認められている場 |
| | (2) 原生的 な自然生態系が存する場 |
| | (3) 里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場 |
| | (4) 生態系サービス を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場 |
| | (5) 伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場 |
| 種 | (6) 希少な動植物種 が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場 |
| | (7) 分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場 |
| 機能 | (8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史 にとって重要な場 |
| | (9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性 を高める機能を有する場 |

(1) 重要性が既に認められている

公的機関等に生物多様性保全上の重要性が既に認められている場。環境省選定「重要里地」「重要里地里山」等



(2) 原生的自然

原生的な自然生態系が存する場



(3) 二次的自然

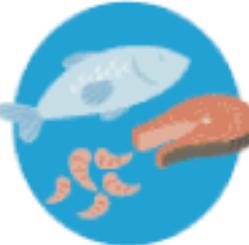
里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場



(4) 生態系サービス & 健全な生態系

生態系サービスを提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場

生態系サービスの分類

 供給サービス	 調整サービス	 生息・生育地サービス	 文化的サービス
<ul style="list-style-type: none">・食料・淡水資源・原材料・遺伝子資源・薬用資源・観賞資源	<ul style="list-style-type: none">・大気質調整・気候調整・局所災害の緩和・水量調節・水質浄化・土壤浸食の抑制・地力の維持・花粉媒介・生物学的防除	<ul style="list-style-type: none">・生息・生育環境の提供・遺伝的多様性の保全	<ul style="list-style-type: none">・自然景観の保全・レクリエーションや観光の場と機会・文化、芸術、デザインへのインスピレーション・神秘的体験・科学や教育に関する知識

(5) 伝統文化

伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場



(6) 希少種

希少な動植物種が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場



(7) 分布限定種

分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場



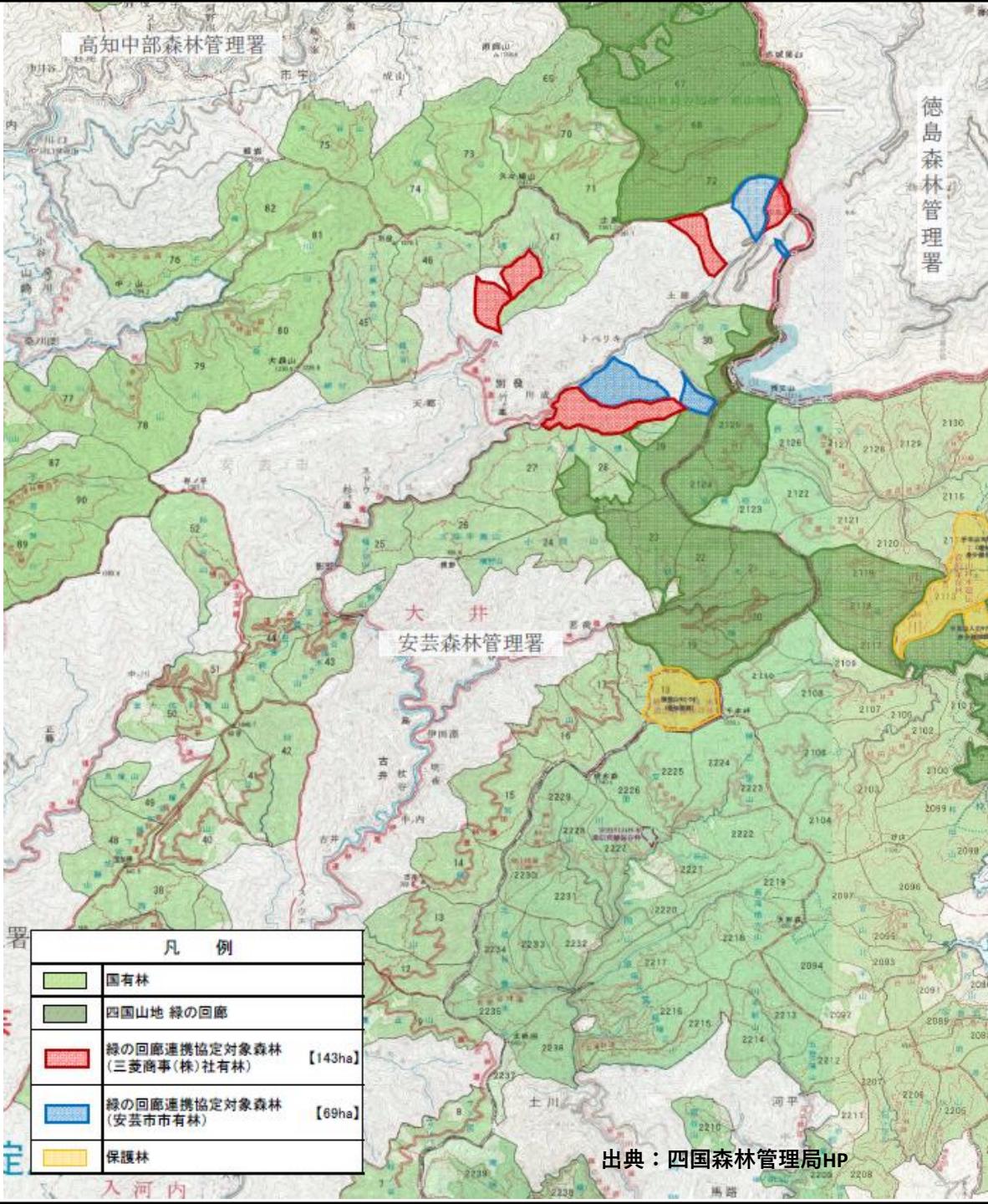
(8) 動物の生活史

越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、動物の生活史にとって重要な場



(9) 緩衝機能連結性

既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連結性を高める機能を有する場



448か所（国土の0.262%）



自然共生サイト認定証

認定番号 二五一一七六

公益社団法人トンボと自然を考える会 殿

計画名称 トンボ王国活性化計画

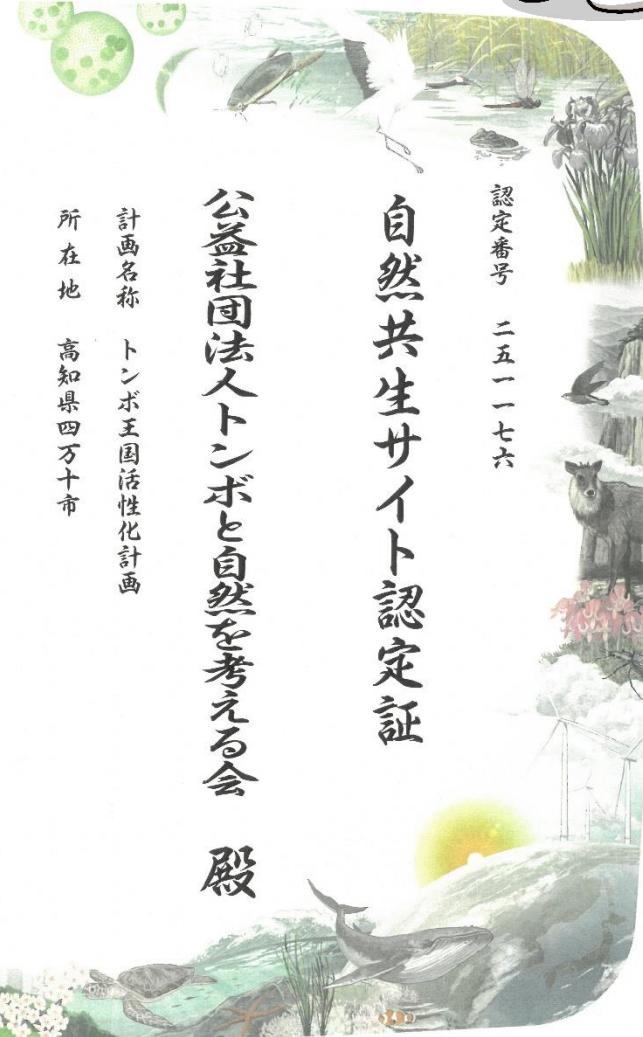
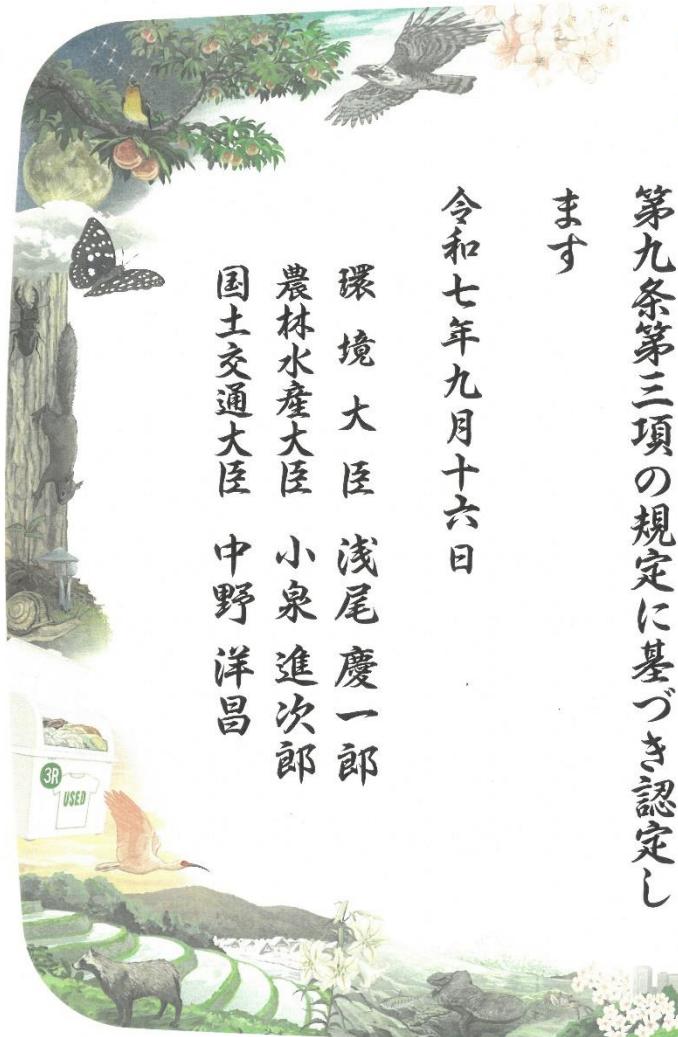
所在地 高知県四万十市



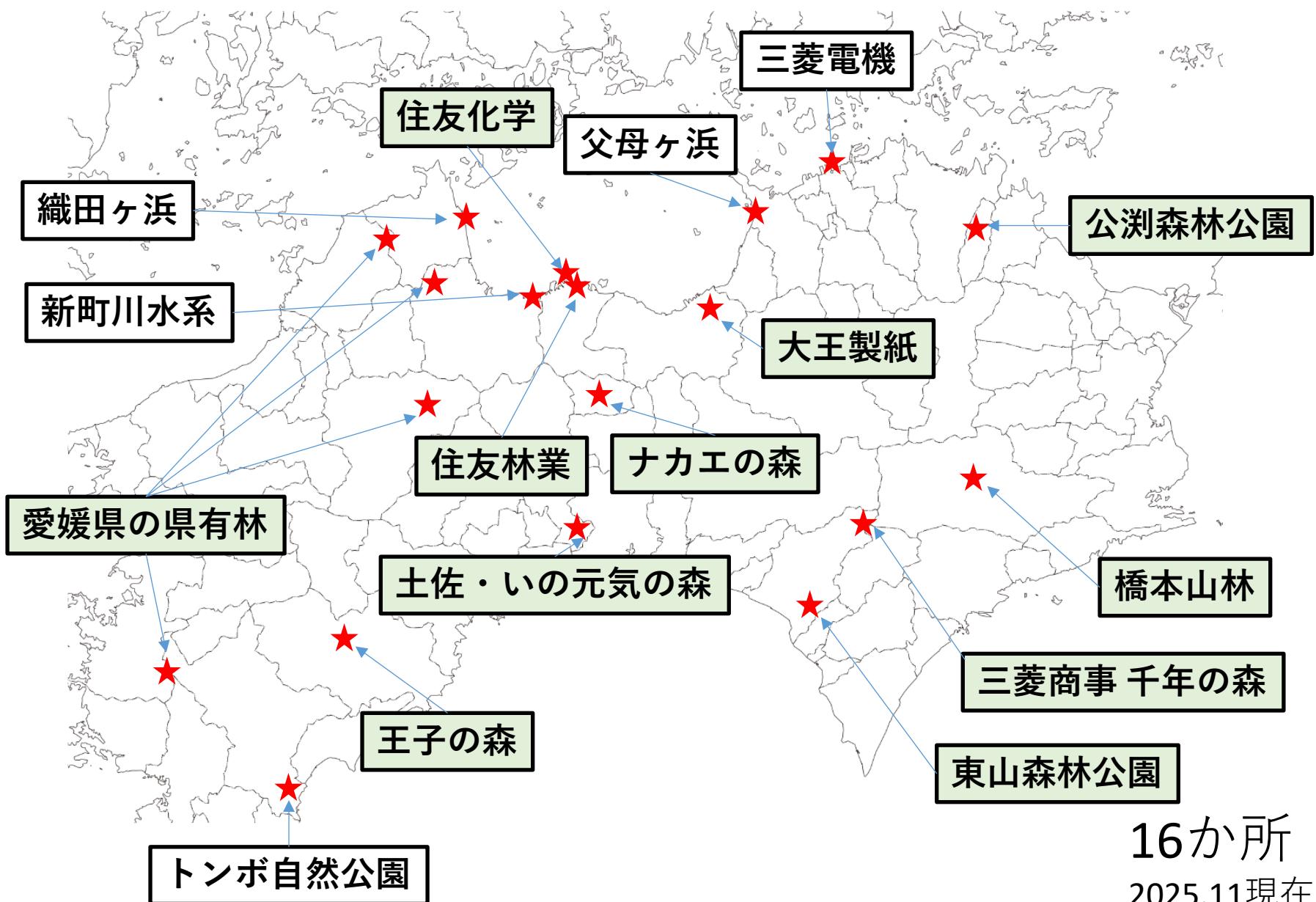
貴殿より申請のあつた増進活動実施
計画について地域生物多様性増進法
第九条第三項の規定に基づき認定し
ます

令和七年九月十六日

環境大臣 浅尾慶一郎
農林水産大臣 小泉進次郎
国土交通大臣 中野洋昌



四国地方の自然共生サイト



16か所
2025.11現在

自然共生サイト認定例（四国管内）

令和5年度前期認定サイト



サイト名：住友化学愛媛工場 御代島（申請者：住友化学株式会社）

愛媛県新居浜市 22.6ha

住友化学（株）愛媛工場の埋め立て地と陸続きになっている工場内緑地として維持管理。島内にはクスノキ等の広葉樹の高木が比較的多く見られる。

令和5年度前期認定サイト



住友化学愛媛工場 御代島
(6)希少な動植物種が生息生育している場

令和5年度前期認定サイト



橋本山林(経済性と環境性を高い次元で両立させる自伐林業による多間伐林業の森)
徳島県那賀郡那賀町 113.23ha(申請者:自伐型林業推進協会)
スギを中心とした人工林でありながら、広葉樹や下層植生をあえて残しながら弱度間伐を繰り返すことで、針葉樹と広葉樹の混交林が形成されている。

令和5年度前期認定サイト



橋本山林

- (3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
- (6) 希少な動植物種が生息生育している場

令和5年度前期認定サイト

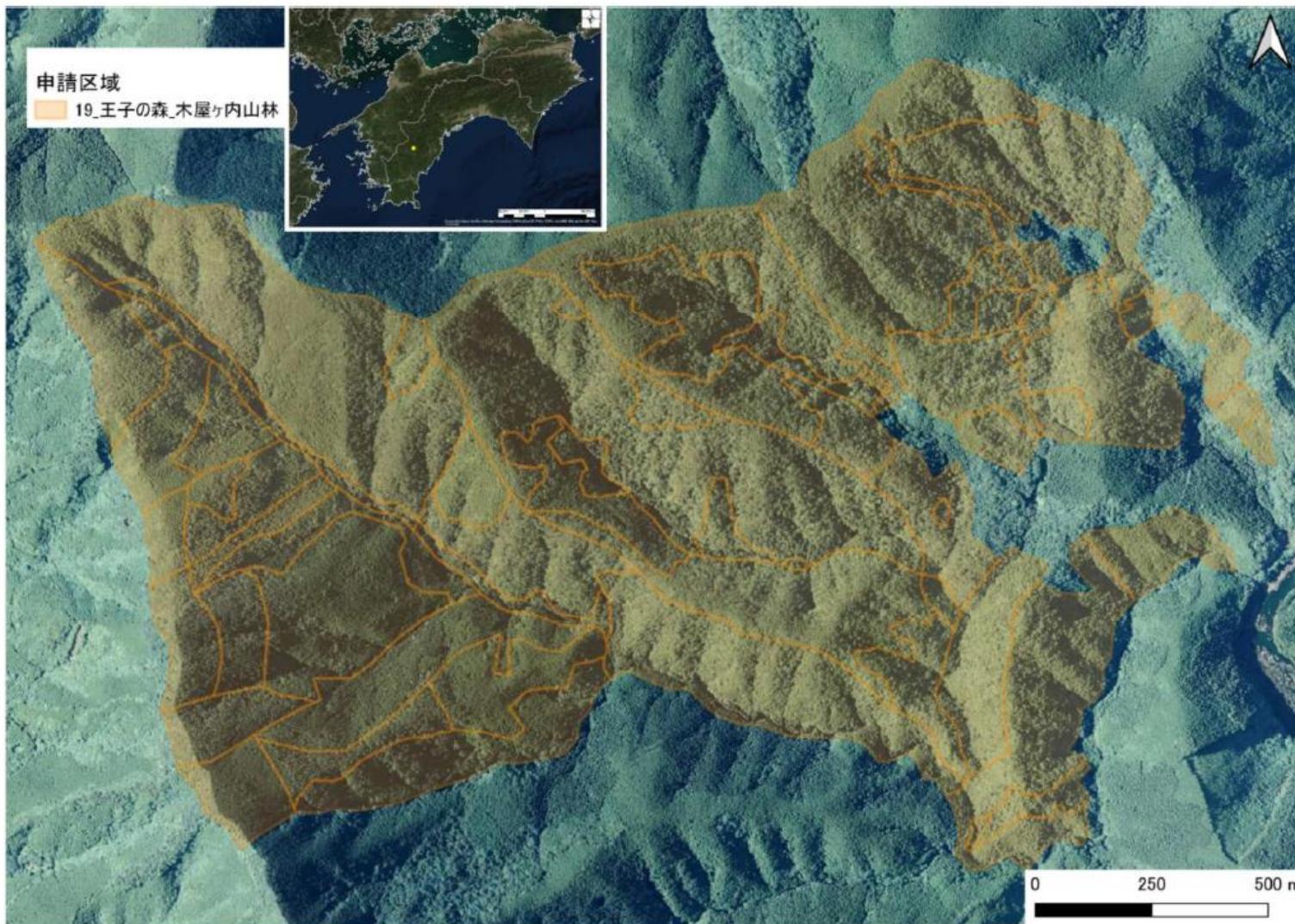


王子の森／木屋ヶ内山林(申請者:王子ホールディングス(株))

高知県四万十町 258.63ha

アカマツを主体とし一部尾根部と谷筋にヒノキとスギを配置した人工林。生態系トラスト協会が所有する「四万十ヤイロチョウの森」の大半は四万十町下道に位置しており、木屋ヶ内山林に接している。

令和5年度前期認定サイト



王子の森／木屋ヶ内山林

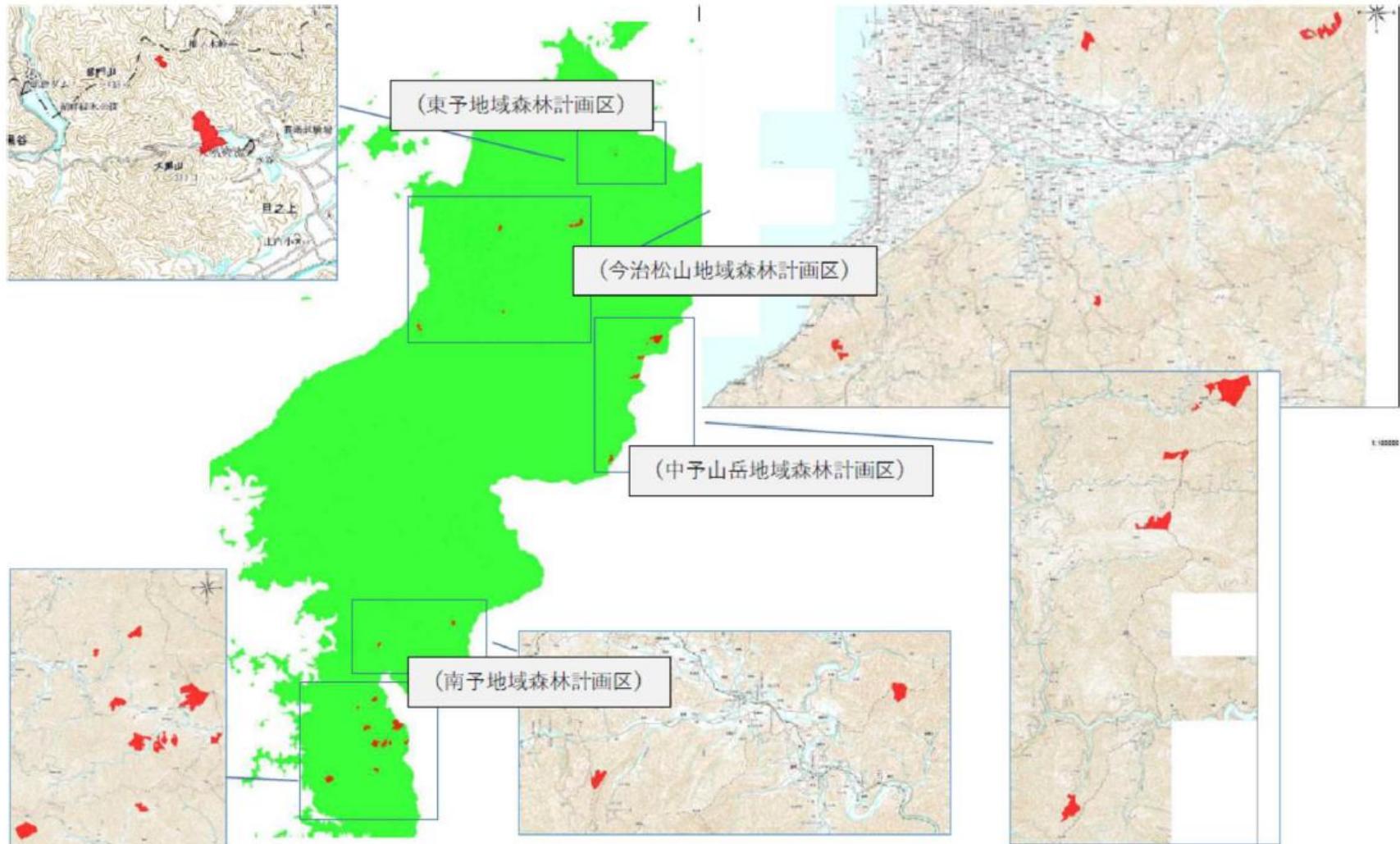
- (6) 希少な動植物種が生息生育している場
- (9) 緩衝機能や連続性を高める機能を有する場

令和5年度後期認定サイト



愛媛県の県有林(申請者:愛媛県) 愛媛県松山市ほか 1163.69ha
森林の公益的機能の維持と県産材の安定供給体制の両立を図っている。

令和5年度後期認定サイト



愛媛県の県有林(※国立公園、鳥獣保護区を含む)

- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
(6) 希少な動植物種が生息生育している場

令和5年度後期認定サイト



住友林業新居浜森林事業所旧別子地区(申請者:住友林業(株))

愛媛県新居浜市 239.04ha

申請範囲には氷河期からの遺存種とされる植物が生育している天然記念物指定エリアのほか、アカモノやカラマツなど環境省指定の特定植物群落が4つ存在している。

(位置図非公表)

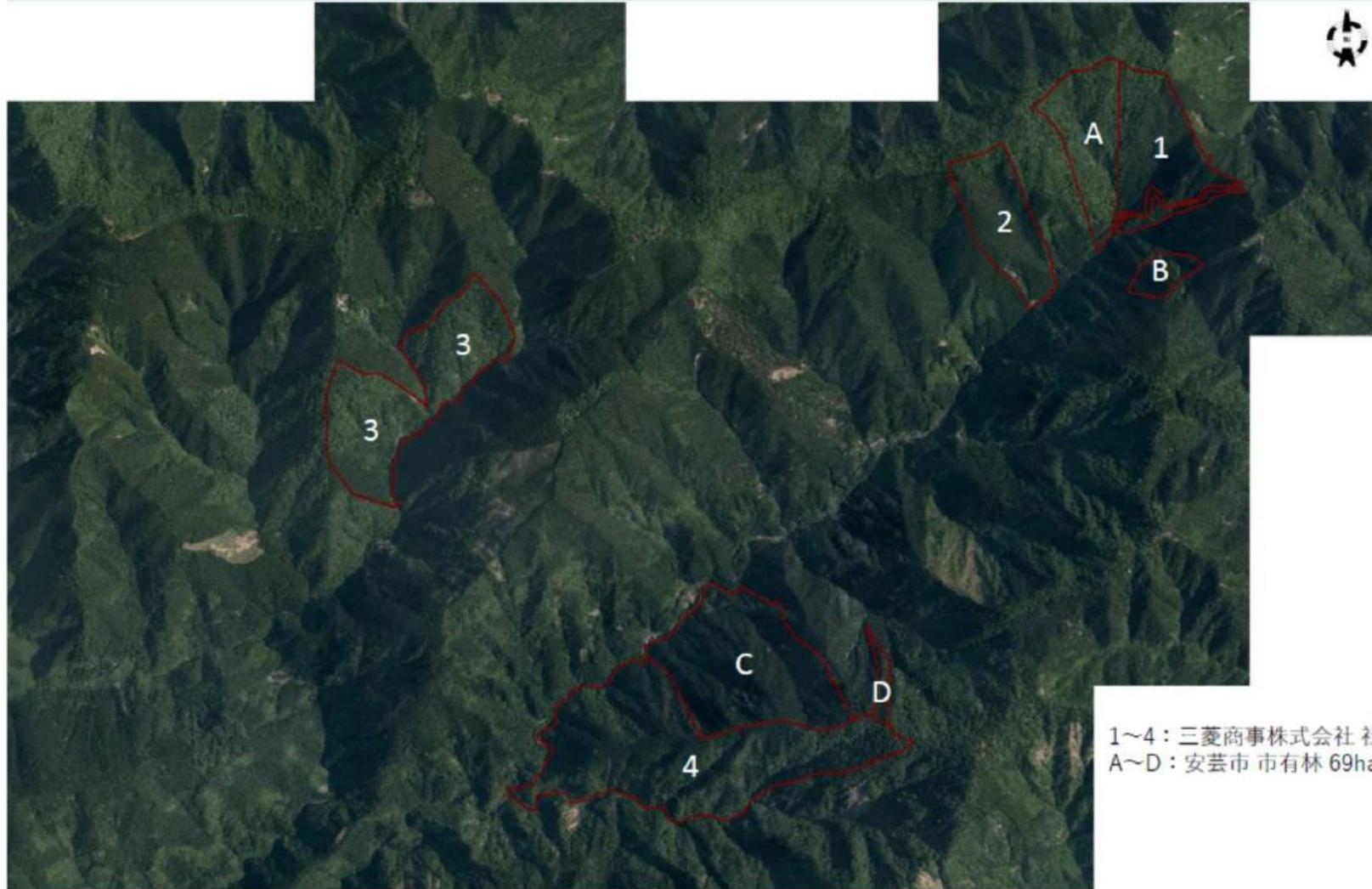
- 住友林業新居浜森林事業所旧別子地区(※天然記念物、特定植物群落を含む)
- (1)公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
 - (6)希少な動植物種が生息生育している場
 - (7)生態に特殊性のある種が生息生育している場

令和5年度後期認定サイト



三菱商事 千年の森(通称:彌太郎の森)(申請者:三菱商事(株)・安芸市)
高知県安芸市 三菱商事(株)社有林143ha／安芸市市有林69ha
源流域における水源かん養、野生生物の移動経路の確保、健全な森林生態系の維持・回復及び生物多様性の保全等に配慮した維持管理を行なっている。

令和5年度後期認定サイト



三菱商事 千年の森(通称:彌太郎の森)
(9) 緩衝機能や連続性を高める機能を有する場

令和6年度後期認定サイト



香川県公渕森林公園（申請者：香川県）

香川県高松市 92.42ha

サイト内に小規模なため池が点在し、隣接するため池と相まって、多種多様な動植物が生育生息している。本サイト周辺は公渕鳥獣保護区として指定され、鳥獣及びその生息地の保護が図られている



香川県公済森林公園

- (3) 二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
- (6) 希少な動植物種が生息・生育している場

令和6年度後期認定サイト



大王製紙横岡山社有地（申請者：大王製紙株式会社）

愛媛県四国中央市 0.95ha

1969年に購入した社有地で、ほとんどが多様な樹種の雑木林（アラカシ、コナラ、ヤブツバキ、サクラ、シュロ等が生育）で構成され、そこに多種の動物、昆虫類、爬虫類等が生息生育していることが確認されている。



大王製紙横岡山社有地

(4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場

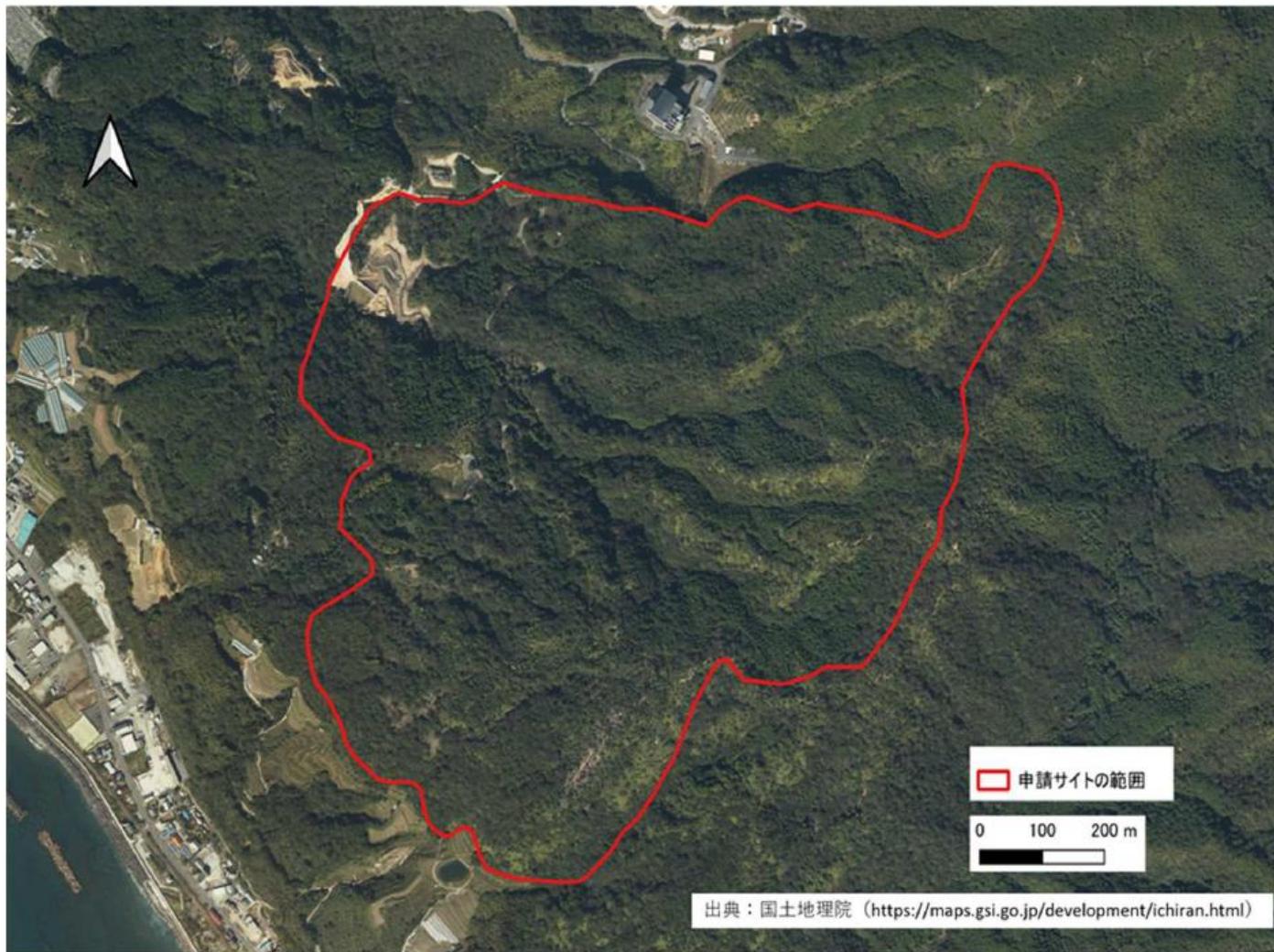
令和6年度後期認定サイト



東山森林公园～高知県安芸市・東京海上日動 未来への森～

(申請者: 東京海上日動火災保険(株)、高知県安芸市、高知東部森林組合、高知県) 高知県安芸市 85.2ha

1982年に高知県が整備した森林公园で、1987年からは安芸市が管理しており、2009年からは「協働の森づくりパートナーズ協定」を結び、企業等と連携した森林環境保全に取り組んでいる。



東山森林公园～高知県安芸市・東京海上日動 未来への森～

- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
- (9) 緩衝機能や連続性・連結性を高める場

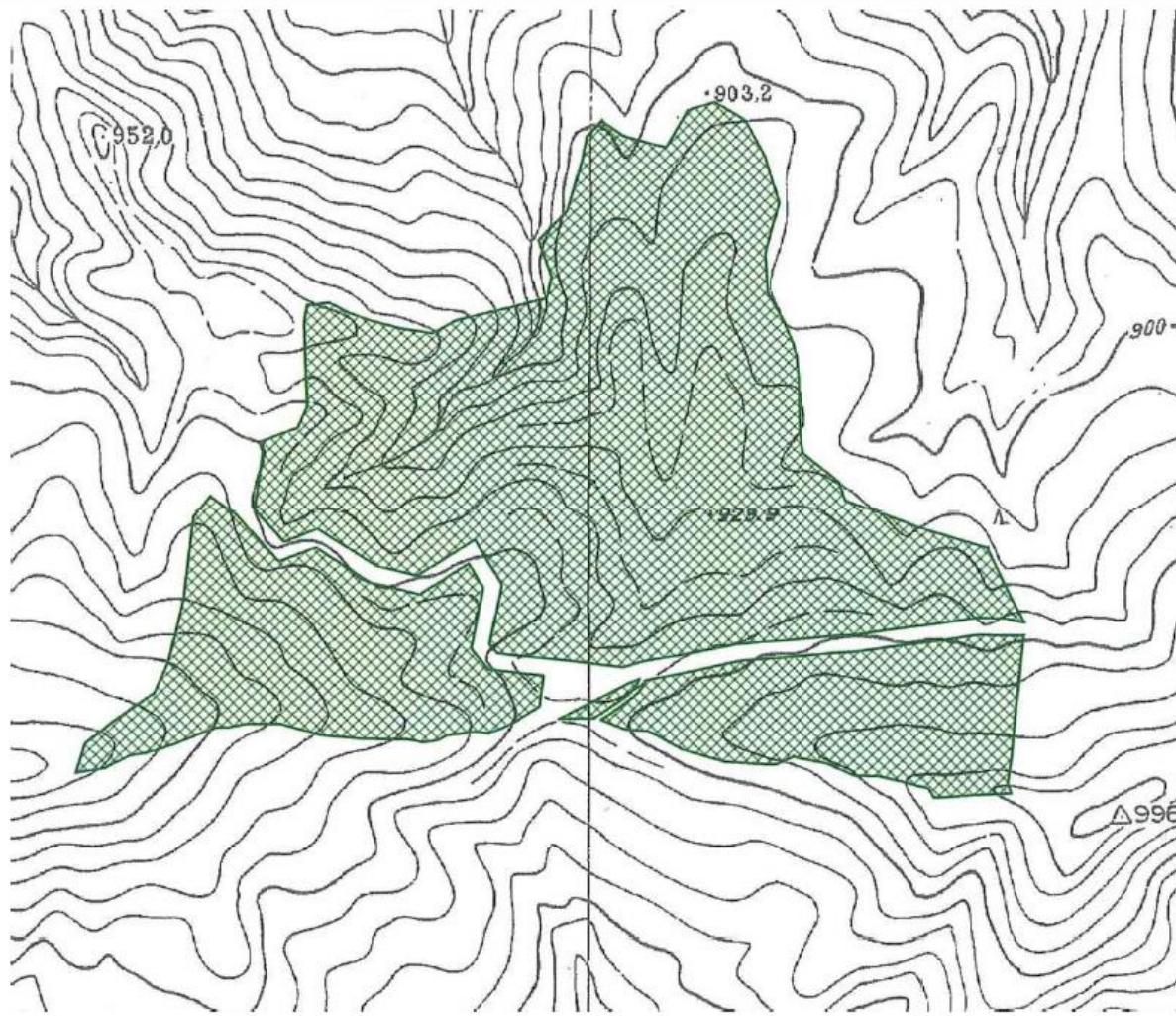
令和6年度後期認定サイト



ナカエの森・地球がよろこぶ森林プロジェクト ~芥川団地複層林~

(申請者:中江産業株式会社) 高知県土佐町 10.7ha

1922年に上層木となるヒノキを植栽し、間伐を経て2002年に下層木のヒノキを植栽し、枝打ちや間伐などの森林整備により、多種多様な植物が生育しており、在来種を中心とした多くの生き物も確認されている。



ナカエの森・地球がよろこぶ森林プロジェクト ~芥川団地複層林~

(3) 二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場

(4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場

令和7年度第1期認定サイト

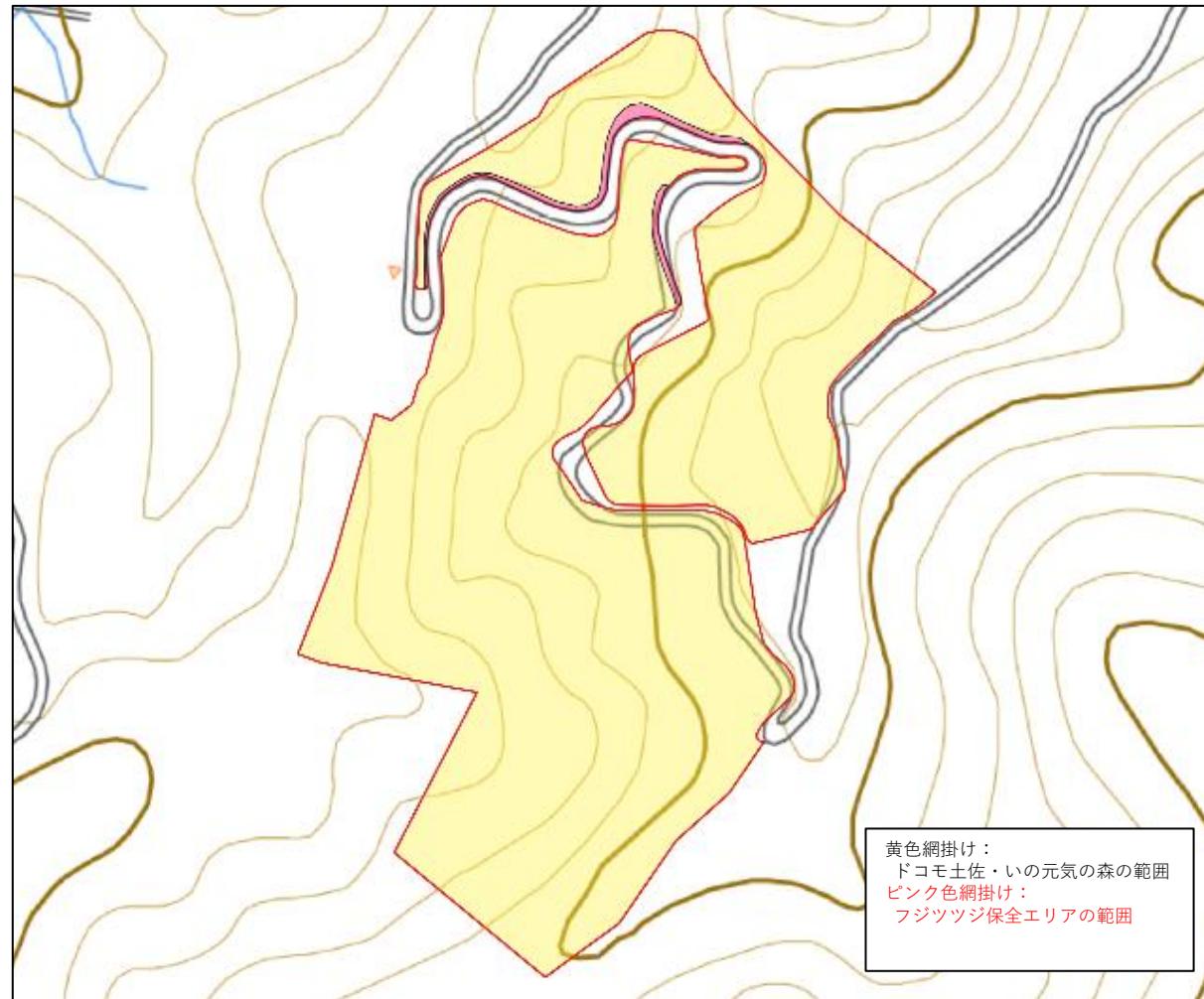


ドコモ土佐・いの元気の森（フジツツジ保全エリア）高知県いの町 0.034ha

申請者：株式会社NTTドコモ

選択的伐採や、被覆率が高い優占種の刈り取り管理を行うことで、林床に光が入る疎な落葉広葉樹林を維持し、フジツツジ、オンツツジ、シュンラン、シハイスマレなどが生育できる環境を整備している。

令和7年度第1期認定サイト



生物多様性の価値

- (3) 二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした健全な生態系が存する場

令和5年度前期認定サイト



愛媛県今治市織田ヶ浜海岸(申請者:東芝ライテック株式会社)

愛媛県今治市 4. 2ha

海域は瀬戸内海国立公園に指定されている。海水浴等の憩いの場として利用されており、地域住民にとって「共有の財産＝地域資源」という意識が強い。サイト内には県条例によって希少植物2種の保護区も設置されている。

令和5年度前期認定サイト



愛媛県今治市織田ヶ浜海岸（※国立公園、県条例による保護区を含む）

- (6) 希少な動植物種が生息生育している場
- (9) 緩衝機能や連続性を高める機能を有する場

令和5年度後期認定サイト



四万十市トンボ自然公園(通称・トンボ王国)(高知県四万十市 3.49ha)

申請者: 公益社団法人トンボと自然を考える会

地元の観光協会等と連携した自然体験の場として活用されている。トンボ保護区として人が管理することで里地里山に特徴的な生態系が維持されている。

令和5年度後期認定サイト



四万十市トンボ自然公園(通称・トンボ王国)

- (1) 公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
- (3) 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
- (6) 希少な動植物種が生息生育している場

令和6年度前期認定サイト



三菱電機株式会社 受配電システム製作所
(申請者:三菱電機株式会社 受配電システム製作所)

香川県丸亀市 2.8ha

瀬戸内海を埋立・造成した土地に位置する。「ビオトープゾーン」では重要種(カワバタモロコ他)を含めた在来種の保全と地域の保育園児を招いた生きもの観察会が実施され、「人の癒しゾーン」では従業員のリフレッシュや自然に関わるマインド醸成の場として活用されている。



申請範囲

国土地理院「地理院地図（電子国土Web）」を加工

三菱電機株式会社 受配電システム製作所

- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
- (6) 希少な動植物種が生息生育している場

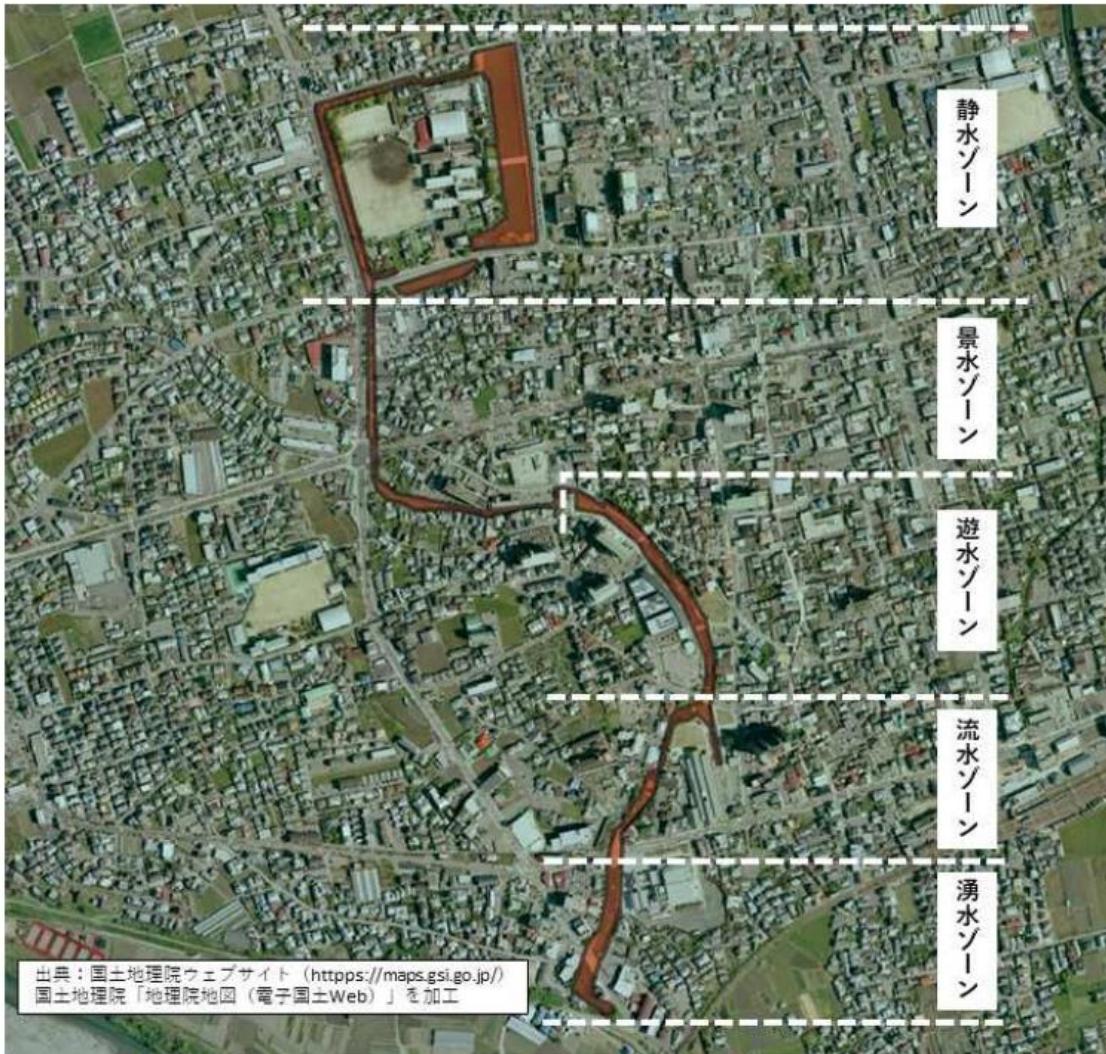
令和6年度後期認定サイト



新町川水系（申請者：愛媛県西条市）

愛媛県西条市 4.44ha

市街地の中を湧水を起源とする水路が流れ、アユが遡上するなど、生態系が保たれている。水質・水温ともに年間を通して安定しており、一年を通じて多くの生物が生息する。一時は汚染された水路が行政の整備で蘇り、行政や地域住民、NPO法人がその環境を維持、普及活動を行っている。



新町川水系

- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
(6) 希少な動植物種が生息・生育している場



身近な自然の大切さと可能性を 共有し、保全し、活かすには

西条市中心部を流れ、市民の憩いの場である「新町川水系」は、多様な生きものを育んでいます。その環境はNPO・企業・行政など多様なセクターの関わりによって保全されており、本年3月に「自然共生サイト」に認定されました。「新町川水系」が地域の魅力を創出している状況を共有するとともに、自然資本を維持・活用するための視点やヒントを探ります。



■参加お申し込み

下記URLか右のQRコードより、
フォームへアクセスしてください。

<https://forms.office.com/r/nCnyc3a3ns>

■締切:11月21日(金)12:00

■定員:30名 ■参加無料

※受付後、自動返信メールをお送りします。

メールが届かない場合はお問い合わせください。



【プログラム】

□開会挨拶 環境省中国四国地方環境事務所四国事務所

□事例報告・情報提供

◆「新町川水系の紹介」

西条市環境政策課

◆「新町川水系の環境保全のための外来水草駆除活動」

小野 敦司 氏(四国積水工業(株))

◆「西条市の自然環境と生物多様性保全の課題」

山本 貴仁 氏(NPO法人西条自然学校 代表理事)

◆「自然共生サイトの認定状況と仕組み」

山田 浩昭 氏

(環境省中国四国地方環境事務所 自然環境調整専門官)

◆「コウノトリを育む環境から生まれる新たなプロジェクト」

森 紗綾香 氏(認定NPO法人とくしまコウノトリ基金)

□新町川水系の散策(ガイド:NPO法人西条自然学校)

□意見交換 「地域の自然環境の維持・生物多様性保全

への関心を喚起させるには」他

令和7年

11月26日(水)

13:00～16:15

■会場:SAIJO BASE

(ひと・夢・未来創造拠点複合施設)

2階セミナールーム

(愛媛県西条市明屋敷131番地2)

■散策:新町川水系

■参加お申し込み

下記URLか右のQRコードより、
フォームへアクセスしてください。

<https://forms.office.com/r/nCnyc3a3ns>

■締切:11月21日(金)12:00

■定員:30名 ■参加無料

※まだ定員に余裕あり。

令和7年度第1期認定サイト



自然共生サイト
認定

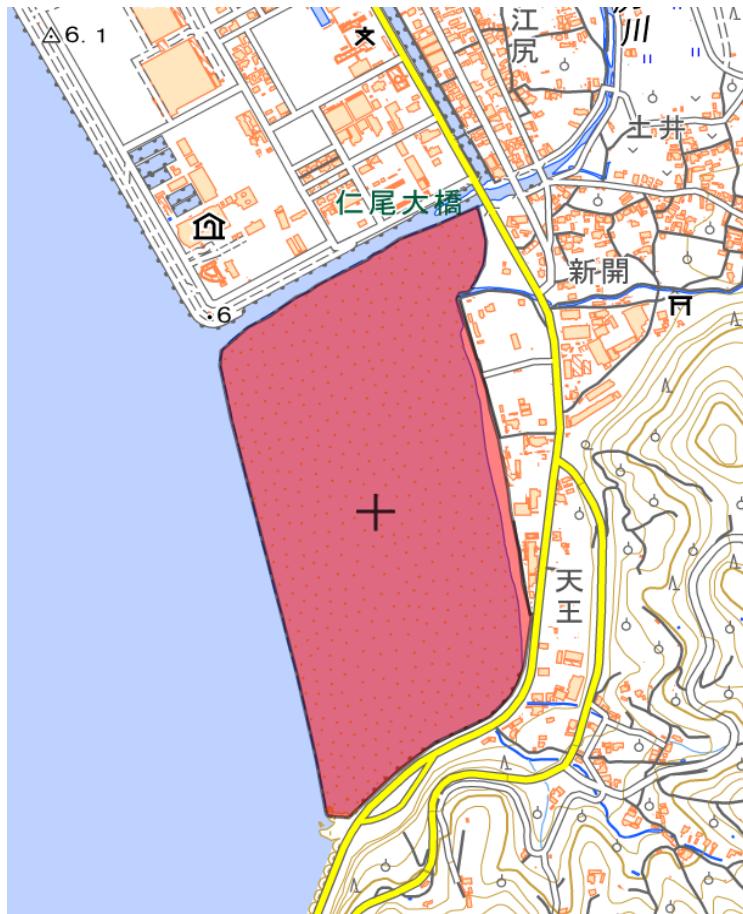


出典：（一社）三豊市観光交流局HP

父母ヶ浜（香川県三豊市 32.8ha）申請者：香川県三豊市

約30年前の海岸の埋立計画をきっかけに始まった地元の住民等による海岸清掃が今も継続されており、干潟やその周辺の健全な生態系が維持されている。
地元住民だけでなく、来訪者や協賛企業からも支えられている。

令和7年度第1期認定サイト



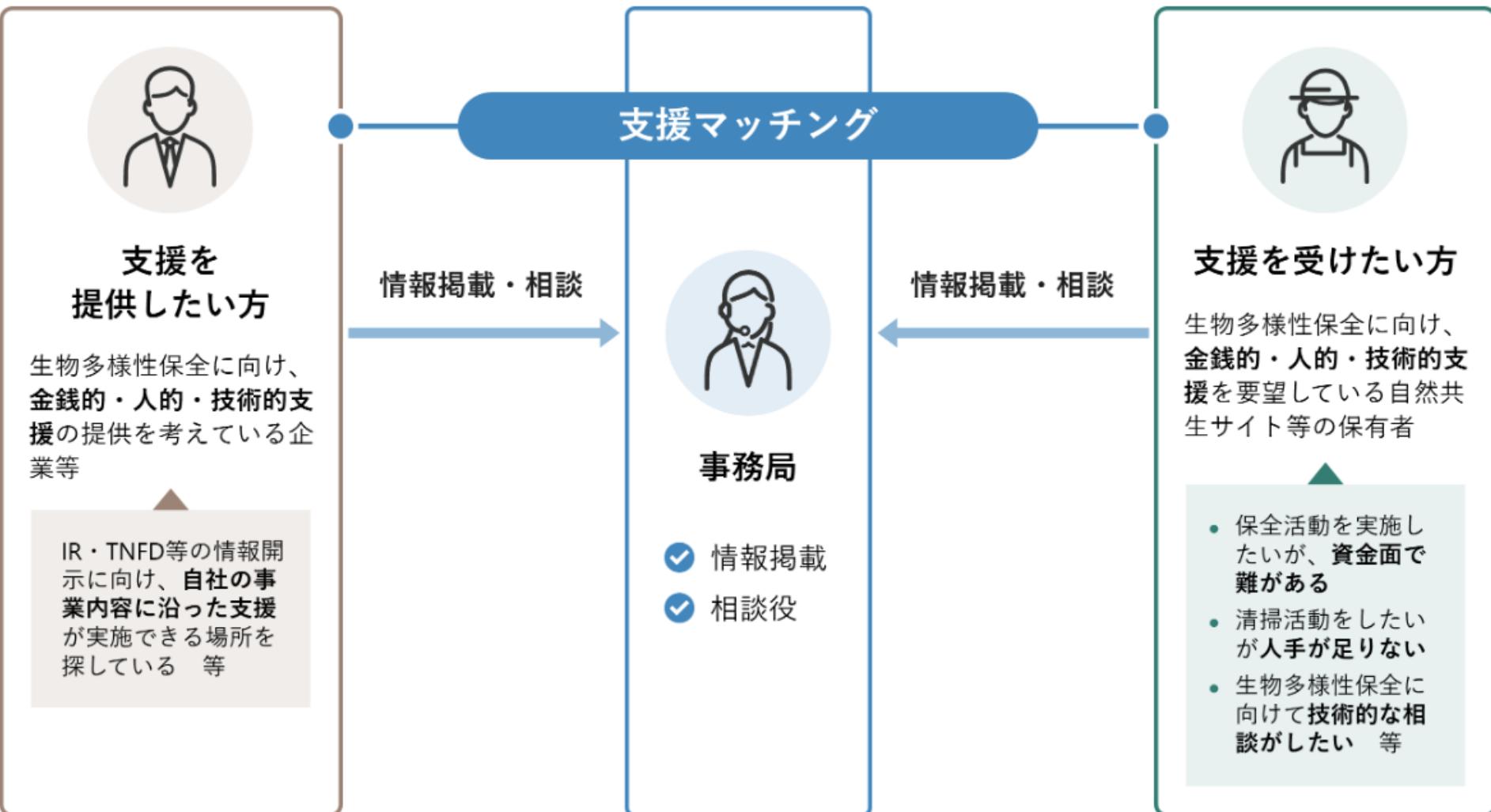
生物多様性の価値

- (3) 二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
- (4) 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心とした健全な生態系が存する場

自然共生サイト認定のメリット

- ・ サイトの区域、所有・管理体制、生物多様性の価値・維持計画等が、確かなものとして（R7以降は法律に基づいて）**公的に認められることで、企業等が安心して支援することができる。**
- ・ 支援されたいサイトと支援したい者の**マッチング**の場を利用できる。
- ・ 支援する企業等には「**支援証明書**」が発行され、支援内容によっては**TNFDへの活用も可能なため、企業等の支援意欲が高まる。**

自然共生サイト支援マッチングサイト



サイト名称

四万十市トンボ自然公園(通称トンボ王国)

法人・団体名

公益社団法人トンボと自然を考える会

希望する支援の種類

- 金銭的支援
- 人的支援

希望する支援の具体的な内容

希望するご支援は、本会の調査・実践活動で得られた資料や情報を展示公開する博物館（四万十川学遊館あきついお）を含む、トンボ自然公園（通称トンボ王国）の維持・管理費用と、スイレン抜き等、トンボ保護区維持管理にかかるボランティア作業です。

現在のトンボ自然公園等、里山の生態系崩壊の3大懸案は過疎高齢化による農耕地および周辺の管理不足（自然環境の荒廃）、これ（人手不足と高齢化）に起因する農耕地等への農薬過剰使用、そして気候変動をもたらす温暖化の進行と思われます。これらの内、トンボ自然公園では、トンボ類を中心とする数十年の調査から特に管理不足に着目、1985年の事業開始当初から放棄田が広がる里山を舞台に、立地条件を踏まえた積極的な人的整備と管理を継続的に実施、当初60種だったトンボ記録種は現在81種まで増加、年間確認種も2005年から2023年までずっと60種以上を維持しています（2024年は9月27日現在58種で、60種確認が視野に入っている）。半世紀ほどまで四万十川流域各所に存在した生態系、すなわち生物多様性環境を守りつつ、さらに磨きをかけた「ネイチャー・ポジティブ」の先駆けと言っても過言ではないと思います。

とはいって、かつて1haほど耕作されていた谷奥の棚田が全て放棄田化し周囲の山林も過剰繁茂、用水路として利用されていた溪流環境も日照不足と生長した樹木の吸水によって沢涸れが頻発するようになります。もし、皆様から一定レベルの経済的支援が得られるなら、当該地を購入の上、再び生物多様性に富む棚田環境を再生したいと考えています。また、このことは谷内の保水力強化につながり、下流に位置する現トンボ保護区のさらなる活性化につながることが期待できます。

支援者向けコメント

ご支援下さった方々には、以下のようなお礼を考えています。

1. ホームページ、リーフレット等の印刷物、トンボ保護区もしくは四万十川学遊館の適所へのご芳名明記
2. トンボ類を中心とする保護区内で見られる動植物の画像提供
3. 保護区の生物多様性環境を活用した「生きものさがしゲーム・レベル5」、四万十川学遊館の豊富な展示物（トンボ類約1,000種3,000点を含む国内外の昆虫標本約2,500種、四万十川産約120種を含む国内外の淡水・汽水活魚約300種2,000尾など）を活用した「推理ゲーム・私は誰でしょう？」、スタッフによるパワーポイントを用いた環境講座等、既存の体験メニューをそれぞれの対象に応じて組み合わせた研修の無償受け入れ
4. ご支援レベルに応じた、四万十川学遊館優待券の提供
5. その他、可能な範囲でのご要望受け入れ



サイト名称	YMCA阿南国際海洋センター
法人・団体名	公益財団法人 大阪YMCA

| 希望する支援の種類

- 金銭的支援
- 人的支援
- 技術的支援
- 物的支援

| 支援者向けコメント

自然共生サイト認定に対する技術的支援及び、地域周辺での漁業関係者などとの協創関係の構築を希望しています。

| 希望する支援の具体的な内容

生物多様性の価値に関する各種調査協力
「水中(海水)・陸上動植物調査のモニタリング可能な人材の派遣・紹介」、「水中(海水)・陸上動植物調査のノウハウ提供」



自然共生サイト等情報 | <https://osakaymca.or.jp/>



法人・団体名	株式会社バイオーム	提供可能な支援	● 人的支援 ● 技術的支援
--------	-----------	---------	-------------------

| 提供可能な支援の具体的な内容

- ・ 自然共生サイトの申請・維持モニタリング支援
- ・ 登録後のサイト活用支援
(環境教育、地域コミュニケーション、企業・自治体連携等)

| 支援目的

生物多様性の向上、普及啓発目的

| 支援を行いたい自然共生サイトのイメージ

登録後の利活用に興味や課題感をお持ちのサイト

| 自然共生サイト管理者向けコメント

自然共生サイト申請・活用で様々な実績がございます。サイトの状況をヒアリングさせて頂きご一緒に何か取組みできれば幸いです。



BIOME

支援希望者情報 | <https://biome.co.jp/>

2025/11/19



法人・団体名

株式会社UMITO Partners

提供可能な支援

- 人的支援
- 技術的支援

提供可能な支援の具体的な内容

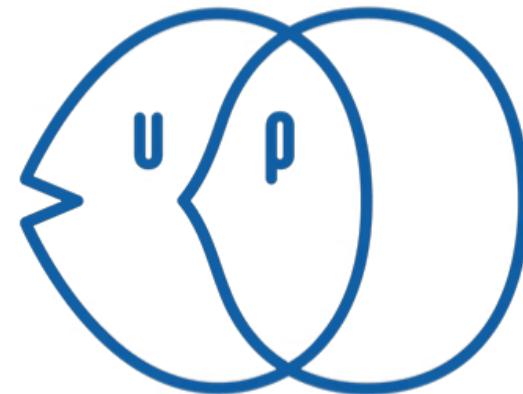
- ・海域における自然共生サイト申請の支援（合意形成、情報整理など）
- ・漁業操業海域における海洋保全活動についての合意形成や計画策定など

支援目的

漁業と海洋環境の持続可能性の実現への貢献

支援を行いたい自然共生サイトのイメージ

漁業が行われている海域



U M I T O P a r t n e r s

支援希望者情報 | <https://umitopartners.com/>

2025/11/19



67

支援マッチングにより、支援実施につながった事例

令和5年度以前 支援マッチング（試行）

- ・大成建設 × 蒜山自然再生協議会

※環境省が検索等にて確認できた事例や、支援者から報告をいただいた事例

「蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原」での自然再生活動への支援

大成建設、蒜山(ひるぜん)自然再生協議会が自然共生サイト「蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原」保全の連携協定を締結 | 大成建設株式会社

- ・トランスコスモス × 田島山業

大分県の森を利用した生物多様性・生態系機能の保全についての研究

環境省が発行する「自然共生サイトに係る支援証明書（試行版）」を取得

- ・LINEヤフー × 田島山業

田島山業×みんなの森プロジェクト 生物多様性調査における人的支援

「森を育てて未来を守る」田島山業とLINEヤフーの共同プロジェクト | LINEヤフー株式会社

- ・株式会社エックス都市研究所×相生市

海岸生物の王国“相生湾”を保全・再生するための支援

「自然共生サイトに係る支援証明書（試行版）」を取得しました。 | エックス都市研究所

令和6年度 支援マッチング

- ・山崎製パン株式会社 × なごや東山の森

自然共生サイト支援を通した生物多様性の保全、生物多様性自治体ネットワークTopics5月

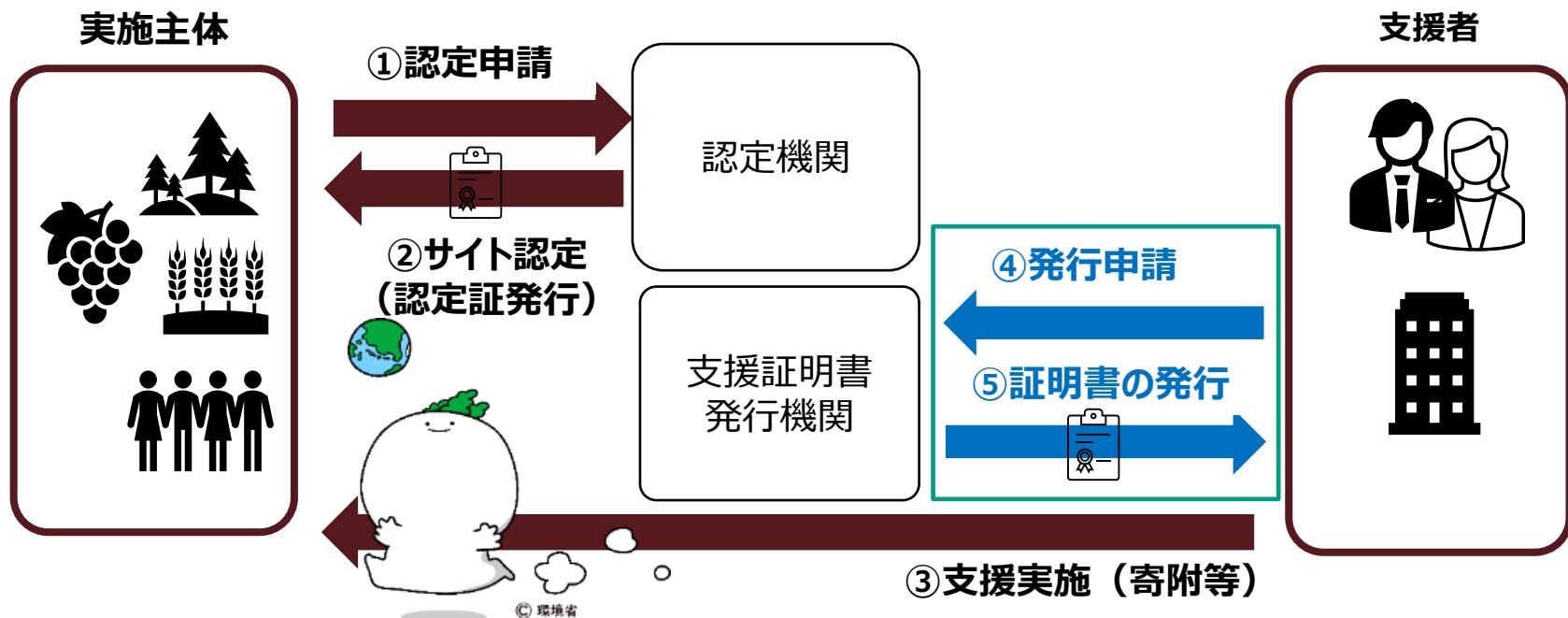
- ・ウェザーニューズ × 堂谷津の里

ウェザーニューズ、「生物多様性のための30by30アライアンス」に参画 | Weathernews Inc.

- ・太平電機株式会社 ECOひいきプロジェクト × 奄美稻作保存会

自然共生サイトに支援した際の“支援証明書”

- 自然共生サイト等にヒト・モノ・カネいずれかの支援を行った者に“支援証明書”を発行。
- 令和7年度から本格発行。 支援証明書をTNFDやIR等の投資家向け情報開示に活用可能。 6年度にはマッチングイベントも開催。





自然共生サイトに係る支援証明書

株式会社野村総合研究所 様

支援サイト情報

サイト名称：父母ヶ浜
サイト所在地：香川県三豊市
サイト責任者：香川県三豊市

維持タイプ 回復タイプ 創出タイプ

支援内容に係る情報

支援数： 1つ

※複数支援の場合、2枚目以降に記載

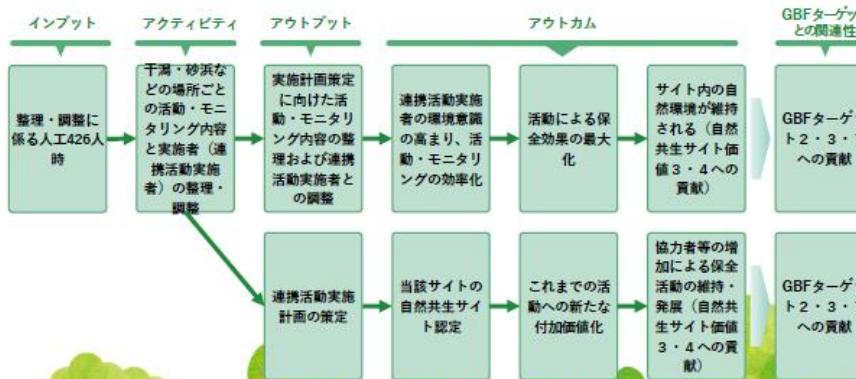
支援①

支援に係る活動内容 連携活動支援者が担う活動およびモニタリングの整理と調整

インプット 整理・調整に係る人工426人時

アクティビティ 干潟・砂浜などの場所ごとの活動・モニタリング内容と実施者（連携活動実施者）の整理・調整

支援実施日（支援期間） 2024年4月～2025年3月





自然共生サイトに係る支援証明書

大成建設株式会社 様

支援サイト情報

サイト名称： 蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原
サイト所在地： 岡山県真庭市
サイト責任者： 蒜山自然再生協議会

維持タイプ 回復タイプ 創出タイプ

支援内容に係る情報

支援数： 2つ ※複数支援の場合、2枚目以降に記載

支援①

支援に係る活動内容	鳩ヶ原のサクラソウ保全地域等での湿地再生・保全
インプット	湿地のモニタリング（環境調査）に係る技術等の支援
アクティビティ	モニタリングの実施 ※対象面積／1.3ha、実施回数／3回 ※支援証明書発行時点でアクティビティは3回中、1回確認
支援実施日（支援期間）	2024年11月～2031年3月



※記載のとおりにアウトカムが出ることを保証するものではない



自然共生サイトに係る支援証明書

大成建設株式会社 様

支援②

支援に係る活動内容

茅の利用促進及び拡大

インプット

山焼きの実施に係る人的支援等

アクティビティ

山焼きの実施 ※対象面積／62.15ha 実施回数／6回、茅の活用方法の検討
※支援証明書発行時点でアクティビティは未実施

支援実施日（支援期間）

2024年11月～2031年3月



※記載のとおりにアウトカムが出ることを保証するものではない



発行者情報	支援先	活動概要
株式会社北洋銀行	北海道大学札幌キャンパス	北海道大学札幌キャンパスにおけるアライグマ捕獲活動への金銭的支援
株式会社宮城衛生環境公社	仙台市水道局青下水源涵養林	青下水源涵養林における清掃、間伐、植樹活動での人的支援・金銭的支援を通じたネイチャーポジティブへの貢献
株式会社 美松堂	モリ田守センター	モリ田守センターにおける生物多様性保全・里山保全活動への人的支援・金銭的支援を通じた稻作体験、フクロウの保護、セツブンソウ環境復元活動等
イーソリューション株式会社		
株式会社パズルステージ		
有限会社宮地スタジオ		
LINEヤフー株式会社	田島山業×みんなの森プロジェクト	「みんなの森」において実施した生物多様性調査への人的支援
MS&ADインシュアランス	相良村瀬戸堤自然生態園	相良村瀬戸堤自然生態園における湿地整備、生物調査、流域治水取組への人的支援および金銭的支援
グループホールディングス		
大成建設株式会社	蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原	湿地のモニタリング（環境調査）に係る技術的支援及び山焼きの実施に係る人的支援等
株式会社エックス都市研究所	海岸生物の王国“相生湾”	相生湾における海岸清掃、アマモ場の保全・再生活動、干潟等沿岸域における生物調査、地元小学生を対象とした環境学習への人的支援
トランスクスモス株式会社	田島山業×みんなの森プロジェクト	ネイチャーポジティブを具現化する森林管理：木材生産と生物多様性・生態系機能の保全の両立
太平電機株式会社 ECOひいきプロジェクト	ながつた幼稚園どんぐり山	ながつた幼稚園どんぐり山の生態系実態調査、モニタリング調査、活動計画アドバイス等の技術的支援
グリーンフロント研究所 株式会社	鳥川ホタルの里	鳥川ホタルの里 希少な昆虫・魚類を中心とした学生参加型・環境モニタリング調査
南海電気鉄道株式会社	堺第7－3区 共生の森	「堺第7－3区 共生の森」の森づくりへの苗木などの提供及び植林等

R7前期

発行者情報	支援先	活動概要
株式会社北洋銀行	北海道大学札幌キャンパス	北海道大学札幌キャンパスにおけるアライグマ捕獲活動への金銭的支援
株式会社宮城衛生環境公社	仙台市水道局青下水源涵養林	青下水源涵養林における清掃、間伐、植樹活動での人的支援・金銭的支援を通じたネイチャーポジティブへの貢献
株式会社ウェザーニューズ	堂谷津の里	堂谷津の里内における間伐・下草刈り等の里山林管理、水田整備、生物モニタリングに係る人的支援及び渇水緩和策検討のための気象IoTセンサー設置による技術的支援
株式会社野村総合研究所	父母ヶ浜	父母ヶ浜における連携活動実施者との調整に係る人的支援を通じたネイチャーポジティブへの貢献
LINEヤフー株式会社	田島山業×みんなの森プロジェクト	「みんなの森」において実施した生物多様性調査への人的支援
大成建設株式会社	蒜山高原鳩ヶ原草原及び周辺湿原	湿地のモニタリング（環境調査）に係る技術的支援及び山焼きの実施に係る人的支援等
トランスクスモス株式会社	田島山業×みんなの森プロジェクト	ネイチャーポジティブを具現化する森林管理：木材生産と生物多様性・生態系機能の保全の両立
非営利型一般社団法人 Silva（シリワ）	湘南国際村 めぐりの森	湘南国際村めぐりの森における定例植樹・育樹祭や通年の育樹作業への人的支援及び植樹地における調査の実施
グリーンフロント研究所 株式会社	鳥川ホタルの里	鳥川ホタルの里 希少な昆虫・魚類を中心とした学生参加型・環境モニタリング調査
南海電気鉄道株式会社	堺第7－3区 共生の森	「堺第7－3区 共生の森」の森づくりへの苗木などの提供及び植林等

- ・登録された支援専門家とのマッチングが可能（モニタリング計画作成支援等）
- ・環境省の「生物多様性保全推進交付金」の対象（原則2~3年）となる（認定希望サイトの活動計画作成、認定サイトのモニタリング手法改善、等々）。
- ・自治体（鳥取県は認定希望サイトも）、企業（ドコモ等）、民間団体等による独自の支援事業の対象となる。
- ・令和7年4月以降は、新法施行によるメリットも。

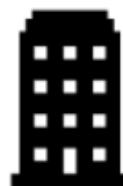
地域生物多様性増進活動計画（自然共生サイト）の認定を目指す相談者と、申請の過程で必要と想定される専門的な知識を持つ有識者を、マッチングする制度。相談者からの相談内容に応じて、事務局（ERCA）及び環境省が適切な知見を持った有識者にマッチング。※認定済み自然共生サイトの申請者等も利用可能。



相談者



- ・ 地域生物多様性増進活動計画（自然共生サイト）に申請するため生物調査を行いたいが、自分たちの活動に合う調査手法がわからない。
- ・ 所有地にて動植物をよく見かけるが、それらの種の同定ができない。生物に詳しい有識者との繋がりがない。



事務局
(ERCA※)

- ・ 各種相談窓口



環境省
(地方環境事務所)

- ・ 相談への回答
- ・ 有識者への相談・調整

※ 独立行政法人環境再生保全機構

- ・ 事務局・環境省で対応可能な相談内容か。
- ・ 相談者のニーズにマッチする有識者はどなたか。



有識者

- ・ 専門的な知識があり、生物多様性保全の推進へ貢献がしたい。
- ・ 自身の研究のフィールドを探している。

等

生物多様性保全推進支援事業（交付金）事業メニュー

概要

地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し、必要な経費の一部を交付。

<赤枠部：自然共生サイトに関するサポートメニュー>

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然再生事業実施計画区域内における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、自然共生サイト内における事業を含む）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、生物多様性増進活動計画区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

※ 詳細な事業概要、交付要綱、実施要領、Q&A、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozan/index.html>

自然共生サイト認定の法制化

地域生物多様性増進法

(地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律)

- ・令和7年4月施行
- ・認定対象が「場」から「活動計画」へ
- ・生物多様性の価値を回復・創出する活動も対象へ
- ・市町村は、多様な活動主体をまとめて申請可能
- ・その場合、市町村は、土地所有者との協定締結が可能
(所有者が変わっても有効)
- ・認定を受けると、活動にかかる法手続きが一部簡略化
- ・既認定サイトは、簡単な事務手続きで、順次新制度に移行

地域生物多様性増進法のキーワード

● 生物多様性の増進

- ・ 生物多様性の維持・回復・創出

● 地域生物多様性増進活動

- ・ 里地里山等人为的に形成された生態系の維持・回復
- ・ 在来生物の生息・生育地の保護・整備
- ・ 外来生物の防除、鳥獣の管理、等

● 連携地域生物多様性増進活動

- ・ 市町村と地域における多様な主体が有機的に連携して実施

● 生物多様性維持協定

- ・ 認定連携市町村は、土地所有者等と協定締結可能
- ・ 協定で定めた有効期間内は、土地所有者が変わっても有効

地域生物多様性増進法の構成

●第1章 総則

- ・目的、定義、基本理念、国・地方公共団体の責務、事業者・国民の努力

●第2章 基本方針

- ・基本方針に定める事項、留意事項、作成手続き、等

●第3章 地域生物多様性増進活動の促進等の措置

○第1節 認定増進活動実施計画等

- ・**増進活動実施計画の認定・変更、連携増進活動実施計画の認定・変更、連携増進活動協議会、認定等に関する事務（環境再生保全機構ERCA）、関係法の特例措置**

○第2節 生物多様性維持協定

- ・**生物多様性維持協定の締結・縦覧・公告・変更・効力**

○第3節 その他の措置

- ・重要な土地の取得促進、**地域生物多様性増進活動支援センター**

●第4章 雜則

- ・関連施策との連携、科学的知見充実のための措置、国際協力の推進、事業者・国民の理解の増進、関係行政機関等の協力、活動報告の徴収、**主務大臣（環境省、農水省、国交省）**

●第5章 罰則

- ・活動報告拒絶・虚偽報告に対する罰則

●附則

- ・地域連携生物多様性保全活動促進法の廃止・経過措置

申請の種類について

活動の類型

＜生物多様性を維持する活動（維持タイプ）＞

既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動。

→生物多様性に係る価値、活動内容等を審査

＜生物多様性を回復する活動（回復タイプ）＞

過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動。

→活動内容等を審査

＜生物多様性を創出する活動（創出タイプ）＞

現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出する活動。

→活動内容等を審査

生物多様性維持協定

＜生物多様性維持協定＞（第22条～第26条関係）

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。

➡ 土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。

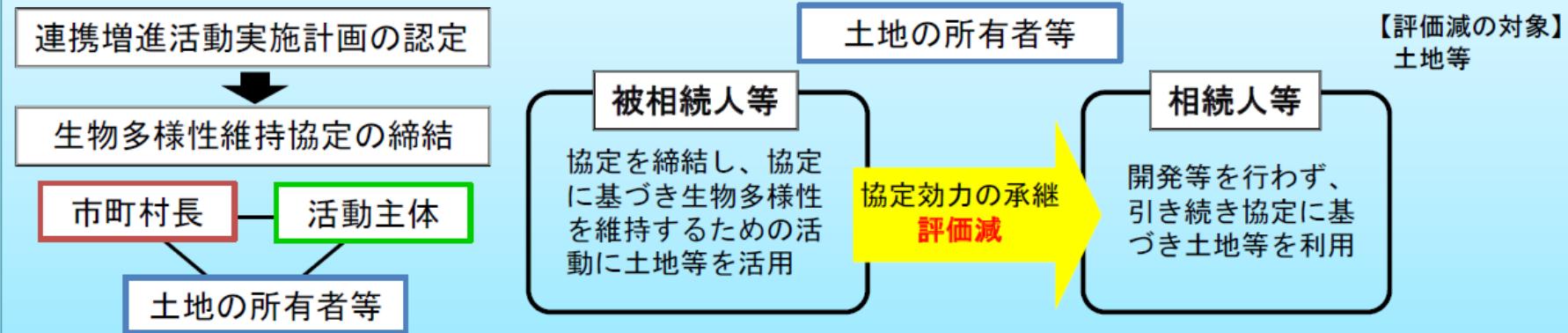


税制改正（相続税・贈与税の評価減）

- 地域生物多様性増進法では、認定を受けた連携増進活動実施計画に基づき、市町村、活動実施者、土地の所有者等の3者で締結する「生物多様性維持協定」制度を設けた。協定の効力は、当該土地等の相続人等にも承継されるため、長期安定的な活動が可能となる。（法第26条）
- 一方で、協定を締結するとその土地等の利用について制約を受け、相続人等にもその制約が承継されるため、当該区域に係る相続税・贈与税の評価額を20%減額する措置を講ずることとした。
 - 当該措置について、令和7年4月施行に向けて準備を進めているところ。

税制措置

生物多様性維持協定が締結されている土地等については、相続税・贈与税に係る評価額の20%を控除する。



期待される効果

活動区域の土地の所有者等の相続人等の負担が軽減されることにより、相続時等における生物多様性の損失が回避され、我が国における豊かな生物多様性の確保（ネイチャーポジティブ）の実現に寄与する。

認定計画に係る法律上の特例



＜法律上の特例措置＞（第15条～第22条関係）



認定により、自然公園法等の手続
をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	
自然環境保全法	自然環境保全地域	・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーなどの他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等） 等
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	・伐採等の届出

②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 (外来生物法)	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 (自然公園法、自然環境保全法)	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 (種の保存法)	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。



望ましい活動手法リストを参考に

現況等の把握

ポイント

- 活動を検討する実施区域（以下「想定実施区域」という。）の現況及び土地利用の変遷を把握。
- 想定実施区域の周囲の状況を把握。
- 想定実施区域の課題を把握。

実施区域の設定

- 具体的な活動を行う範囲のみとし、地理的に明確な範囲を設定。

目標の設定

- 現況等の把握で収集整理した情報を踏まえ、目標を設定。
- OECM相当の生物多様性が豊かな場所は、その価値を維持する目標を設定。
- 回復・創出が必要な場所は、土地の履歴や周辺の環境、地域の意向を踏まえて設定。

活動手法の設定

- 目標を達成するために今後必要となる活動を設定。
- 活動の効果を把握するための指標・モニタリング手法を設定。

計画期間・実施時期・実施体制の設定

- 目標を達成するために、適切な計画期間・活動の実施時期を設定。

● 目標が実現可能か確認。

審査・認定フロー

地方環境事務所も
相談に乗りります！

申請準備～申請

事前相談対応

申請受付

申請書チェック
基準を満たした内容なら受領

予備審査

審査調書の作成
各省に情報共有

有識者による審査

・認定等に関する意見伺い
・書面審査、委員会審査

ERCA

委員

省庁審査

3省で審査・決裁

認定

3省連名で認定

環境省
国交省
農水省

6
～
7
か月



環境再生保全機構（ERCA）と 自然共生サイトの認定事務

ERCAとは？

ERCAは、国の代わりに、環境の保全、国民の健やかな暮らしを守るために、公害などで病気になった人への補償や健康回復のサポート、環境問題に取り組む民間団体の支援などを行っている環境省の外郭法人です。

【主な業務】

- ①公害健康被害の補償・予防、②環境保全活動の支援、③PCB廃棄物処理への助成、
④最終処分場の維持管理積立金の管理、⑤石綿健康被害の救済、⑥環境保全研究技術の支援、⑦熱中症対策の推進、⑧自然共生サイト（増進活動実施計画区域）の認定

設立：H16年4月1日
場所：神奈川県川崎市
役職員数：175人

ERCAの詳細は
右のQRコードから



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（抜粋） 令和7年4月1日施行

（認定等に関する事務）

第14条 主務大臣は、第9条第1項及び第11条第1項の認定※並びに第10条第1項及び第12条第1項又は第10条第2項及び第12条第2項の規定による変更の認定※※又は届出※※※に関する事務（申請の受付、申請に係る地域生物多様性増進活動又は連携地域生物多様性増進活動の区域の状況及び実施体制の確認その他これらに準ずるものとして主務省令で定めるものに限る。）を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるものとする。

※ 増進活動実施計画・連携増進活動実施計画の認定

※※ 増進活動実施計画・連携増進活動実施計画の変更認定

※※※ 増進活動実施計画、連携増進活動実施計画の軽微な変更の届出

申請書は隨時受付

<令和7年度第1回認定スケジュール>

【事務局予備審査】 令和7年5月～6月

【有識者審査】 令和7年7月中～下旬

【省庁審査】 令和7年8月

【第1回認定】 令和7年9月16日

令和7年度の自然共生サイトの認定スケジュール（予定）



<令和7年度第2回認定スケジュール（予定）>

【事務局予備審査】 令和7年7月～8月頃

【有識者審査】 令和7年10月下旬頃

【省庁審査】 令和7年11月

【第2回認定】 令和7年12月中～下旬頃

<令和7年度第3回認定スケジュール（予定）>

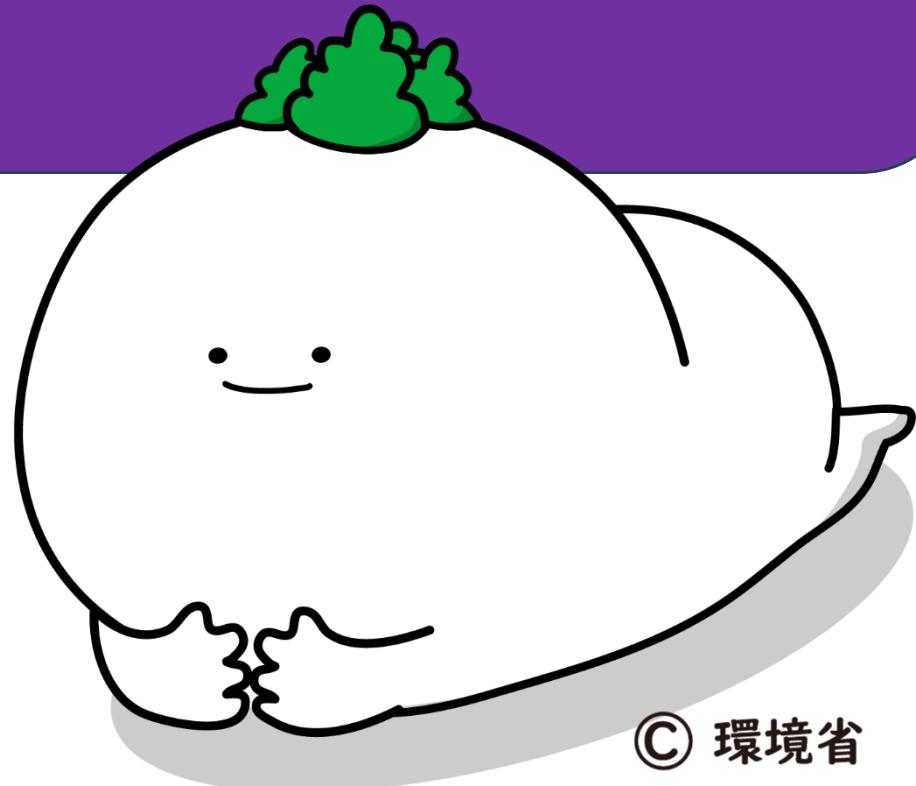
【事務局予備審査】 令和7年10月～11月頃

【有識者審査】 令和8年1月下旬頃

【省庁審査】 令和8年2月

【第3回認定】 令和8年3月中～下旬頃

市民、事業者、自治体等の多様な主体による取組を後押しすることにより、30by30達成への寄与に止まらず、国民全体が生物多様性保全を自分事として意識し行動することで構築される「自然共生社会」の実現に向けた機運を醸成する。



認定サイト相互及び認定希望団体や自治体、企業、金融機関等とのネットワーク形成

11/20(木)12:00〆切
まだ定員に余裕あり

自然共生サイト 中国地方 ミーティング 2025

＼参加者募集中／

2025 11.25 (火)
14:00 – 17:00

会場：山口グランドホテル 3F 末広
(山口県山口市小郡黄金町1-1)

※一部オンライン配信(zoomウェビナー形式)あり

主催 EPO
ちゅうごく 環境省
環境省 中部環境パートナーシップオフィス

中国四国地方環境事務所
山口県

協力 一般財団法人ちいき未来研究所
やまぐち県民活動支援センター

自然共生サイト中国地方ミーティング2025とは

自然がもたらす恵みを持続可能な形で享受できる「自然共生社会」。その実現へ向けた新しい国際目標「30by30」や身近な自然資本を活用した地域づくりに寄与する「自然共生サイト」や里海づくりの取組を知っていただき、その輪を広げていくための情報交換会です。※自然共生サイトや行事等の詳細は右記のWebサイト(二次元コード)をご参照ください。



対象

- 中国地方の自然共生サイト認定団体
- 中国地方で里海づくり等に関する取組を実施している団体
- 自然共生サイトに関心を持っている団体
- 30 by 30 アライアンス賛同団体
- 生物多様性に取り組む団体又はそれを支援したい団体(NPO、自治体、事業者、金融機関、中間支援組織、学校、研究機関)など

定員

会場：30名、オンライン(zoomウェビナー)：90名 ※先着順

内容

- 14:00～ 開会、オリエンテーション
14:10～ セッション1-1 「自然共生サイトの制度説明」／環境省
14:30～ セッション1-2 「中国地方の自然共生サイト認定団体等の取組紹介」／令和6年度後期・令和7年度第1期の認定団体（15団体予定）
15:35～ セッション2-1 「里海づくり等地域を元気にする仕組みづくりの推進」／環境省
15:40～ セッション2-2 「里海づくり等に関する団体の取組事例」／令和6・7年度令和の里海づくり基盤構築支援事業および令和7年度良好な環境を活用した観光モデル事業の採択団体（3団体予定）
16:00～ セッション3 「自然共生サイトの登録・活用に向けたワーキングアップ」
16:55～ 総括、インフォメーション
～17:00 閉会、自由交流タイム（17:30まで）

※開会～セッション2-2までオンライン配信(zoomウェビナー形式)します。
※開会後に30分程度の自由交流タイム（名刺交換など）を設けます。

参加方法

下記の申込フォーム(二次元コード)またはお問い合わせ先に参加申込ください。
※申込いただいた方には受付連絡をご案内します。

申込締切

2025年11月20日(木)12:00まで

参考

- ＜中国地方の令和6年度後期の認定団体（7団体）＞
【島根県】株式会社エルボスケ、島根県八頭郡八頭町（八重ふる里の森）
【島根県】鳥取県日野郡日野町（鶴の池・ヨシ池）
【岡山県】岡崎邦義（堺井・楓の道）
【岡山県】日本植生株式会社（日植総合研究園場）
【広島県】中国電力株式会社（中国電力株式会社 水源かん養林（横山の一・二））
【山口県】山口県宇部市（里山ビオトープ二俣瀬）
【山口県】山口県、山口県山口市（桜井湖山跡農村公園自然共生サイト）
＜中国地方の令和7年度第1期の認定団体（8団体）＞
【島根県】鳥取県（原木林（浜坂地区）、海岸砂漠地区、関金地区、富津地区、羽衣石地区、大山・東大山地区、板井原地区）
【島根県】株式会社ニッスキ（おさかなをはぐくむ湧水と海を守る森）
【島根県】コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（コカ・コーラボトラーズジャパン 水源の森ほうき）
【島根県】サンツーホールディングス株式会社サステナビリティ推進本部（サンツー天然水の森 奥大山）
【岡山県】岡山県、公益財團法人岡山県環境保全事業団（岡山県自然保護センター）
【広島県】横浜ゴム株式会社 尾道工場（横浜ゴム株式会社 尾道工場）
【山口県】山口県、神代造園組合、宇部工業高等専門学校、JFEスチール株式会社、岩国市（岩国市神東地先の人工海藻農場）
【山口県】日産化学株式会社 小野田工場（日産化学㈱小野田工場ヒオトープ）
＜令和6年度令和の里海づくり基盤構築支援事業の採択団体＞
【山口県】防府市築場造成による豊かな里海づくり協議会
＜令和7年度令和の里海づくり基盤構築支援事業の採択団体＞
【広島県】尾道東部漁業協同組合
＜令和7年度良好な環境を活用した観光モデル事業の採択団体＞
【岡山県】一般社団法人北房観光協会

お問い合わせ先

中国環境パートナーシップオフィス (EPOちゅうごく) / 担当: 松原、岩崎

広島県広島市中区基町11-10 合人社広島紙屋町ビル5階

TEL: 082-511-0720 Mail: info@epo-cg.jp

参加申込フォーム



生物多様性のための30by30アライアンス

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 環境省を含めた産官民17団体を発起人とする「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足。企業、自治体、NPO法人等、計1,112者が参加（2025年10月16日現在）
- 自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大を目指す／こうした取組を応援するなど、30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まり。

（自治体：島根県、徳島県、鳥取県、愛媛県、山口県、香川県、岡山市、廿日市市、日野町、宇部市、西条市など 90団体）

（企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど 542団体）

参加方法とその効果

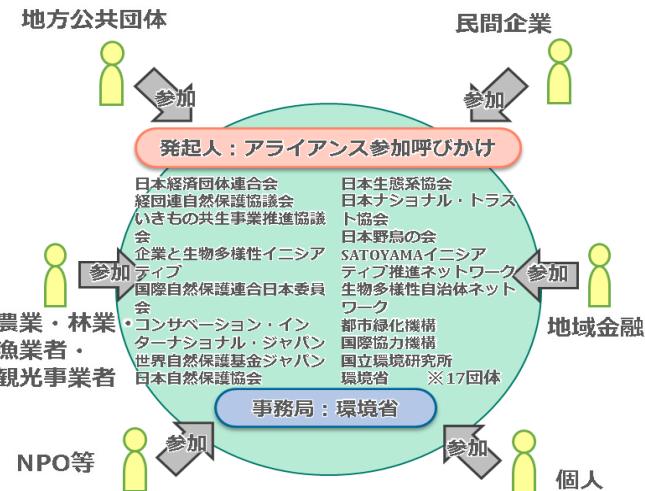
- 参加希望者は、自ら行おうとする取組を事務局に登録（※随时受付）
- 参加による効果は以下のとおり。

- 参加者をWebサイト上に掲載し、その**取組を発信**
- **自然共生サイトの申請を支援**
- ロゴマークを使って取組をPR 等



30by30アライアンスサイト

- ・参加者一覧を掲載
- ・自らの取組を掲載可能
- ・将来的にはマッチング機能も検討



30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。

カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

生物多様性「見える化」マップ（試行中）

環境省

生物多様性「見える化」マップ

自然共生サイトの方はこちらから
ログイン | GビズIDでログイン

本文へ

国際目標であるネイチャーポジティブ*の実現・30by30目標*の達成に向けては、地域の守り・育てたい自然を保全することが重要です。気になる地域を確認してみましょう。

*ネイチャーポジティブ 2030年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること
*30by30目標 2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標

地図から発見！地域の守り

生物多様性情報を見る

自治体毎の保全状況・目標を見る

生物分布・生物種リストを見る

保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を確認できます。

自治体における保全状況や、目標などを確認できます。

生物分布を検索したり、地域の生物種リストを確認できます。

詳しく見る

詳しく見る

準備中

データ一覧

生物

自然共生サイト
保護地域（全域）
生物多様性保全上重要な場（環境省選定等）
生物多様性保全上重要な場（地方公共団体選定等）
土地利用の変遷

詳細地図

Esri, CGIAR, USGS | GSI, Esri, TomTom, Garmin, FAO, METI/NASA, USGS | Powered by Esri

92



環境省30by30ウェブサイト (OECM、自然共生サイト等)

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

環境省30by30

